

資料

# (1) 国名一覧

## 1. 発展途上国一覧 (DACによる援助受入れ国・地域リスト, 1997年1月)

パート I		
<b>LLDC(後発展途上国)</b> アフガニスタン アンゴラ バングラデシュ ベナン ブータン ブルキナ・ファソ ブルンディ カンボディア カーボ・ヴェルデ 中央アフリカ チャード コモロ ジブティ 赤道ギニア エリトリア エチオピア ガンビア ギニア ギニア・ビサオ ハイティ キリバス ラオス レソト リベリア マダガスカル マラウイ モルディヴ マリ モーリタニア モザンビーク ミャンマー ネパール ニジェール ルワンダ サントメ・プリンシペ	シェラ・レオーネ ソロモン ソマリア スーダン タンザニア トーゴ トゥヴァル ウガンダ ヴァヌアツ 西サモア イエメン ザイール ザンビア	セネガル スリ・ランカ タジキスタン ヴィエトナム ジンバブエ
	<b>LICs(低所得国)</b> (1人当たりGNP) (765ドル以下)	アルバニア アルメニア アゼルバイジャン ボスニア・ヘルツェゴ ヴィナ カメルーン 中国 コンゴ 象牙海岸共和国 グルジア ガーナ ガイアナ ホンデュラス インド ケニア キルギス モンゴル ニカラグア ナイジェリア パキスタン
		アルジェリア アンギラ ベリーズ ボリヴィア ボツワナ コロンビア コスタ・リカ キューバ ドミニカ ドミニカ共和国 エクアドル エジプト エル・サルヴァドル フィジー グレナダ グアテマラ インドネシア イラン イラク ジャマイカ ジョルダン カザフスタン 北朝鮮 レバノン マケドニア (旧ユーゴ) マーシャル ミクロネシア モルドヴァ

1日現在)

		パートII
モロッコ	モーリシャス	CEECs/NIS
ナミビア	マイヨット島	ベラルーシ
ニウエ	メキシコ	ブルガリア
パラオ	ナウル	チェッコ
パレスチナ自治地域	南アフリカ共和国	エストニア
パナマ	セント・クリストファ	ハンガリー
パプア・ニューギニア	ー・ネイヴィース	ラトヴィア
パラグアイ	セント・ルシア	リトアニア
ペルー	トリニダッド・トバゴ	ポーランド
フィリピン	ウルグアイ	ルーマニア
セント・ヘレナ	<b>世銀融資適格基準超過国</b>	ロシア
セント・ヴィンセント	アンティグア・バーブーダ	スロヴァキア
スリナム	アルゼンティン	ウクライナ
スワジランド	バハレーン	<b>高度発展途上国</b>
シリア	バルバドス	バハマ
タイ	ジブラルタル	バミューダ
ティモール	韓国	ブルネイ
トケラウ	リビア	ケイマン諸島
トンガ	マルタ	台湾
テュニジア	モントセラト	サイプラス
トルコ	オマーン	フォークランド諸島
トルクメニスタン	サウディ・アラビア	香港
タークス・カイコス	セイシエル	イスラエル
ウズベキスタン	スロヴェニア	クウェイト
ヴェネズエラ	英領バージン諸島	カタール
ワリス・フツナ		シンガポール
旧ユーゴスラヴィア		アラブ首長国連邦
<b>UMICs(上位中所得国)</b> (1人当たりGNP 3,036~9,385ドル)	<b>HICs(高所得国)</b> (1人当たりGNP (9,386ドル以上)	
ブラジル	アルバ	
チリ	仏領ポリネシア	
クック諸島	マカオ	
クロアチア	蘭領アンティル	
ガボン	ニューカレドニア	
マレーシア	北マリアナ諸島	

## 2. 世銀による各国の分類 (1人当たりGNP, 1995年)

## (1) 低所得国 (765ドル以下)

(単位: ドル)

国名	1人 当たり GNP	国名	1人 当たり GNP	国名	1人 当たり GNP
モザンビーク	80	マリ	250	パキスタン	460
エチオピア	100	ナイジェリア	260	モーリタニア	460
タンザニア	120	イエメン	260	アゼルバイジャン	480
ブルンディ	160	カンボディア	270	ジンバブエ	540
マラウイ	170	ケニア	280	ギニア	550
チャード	180	モンゴル	310	ホンデュラス	600
ルワンダ	180	トーゴ	310	セネガル	600
シェラ・レオーネ	180	ガンビア	320	中国	620
ネパール	200	中央アフリカ	340	カメルーン	650
ニジェール	220	インド	340	象牙海岸共和国	660
ブルキナ・ファソ	230	ラオス	350	アルバニア	670
マダガスカル	230	ベナン	370	コンゴ	680
バングラデシュ	240	ニカラガ	380	キルギス	700
ウガンダ	240	ガナ	390	スリ・ランカ	700
ヴィエトナム	240	ザンビア	400	アルメニア	730
ギニア・ビサウ	250	アンゴラ	410		
ハイティ	250	グルジア	440		

## (2) 低位中所得国 (766~3,035ドル)

(単位: ドル)

国名	1人 当たり GNP	国名	1人 当たり GNP	国名	1人 当たり GNP
レソト	770	シリア	1,120	ジョルダン	1,510
エジプト	790	ババ・ニューギニア	1,160	アルジェリア	1,600
ボリヴィア	800	ブルガリア	1,330	エル・サルヴァドル	1,610
マケドニア(旧ユーゴ)	860	カザフスタン	1,330	ウクライナ	1,630
モルドヴァ	920	グアテマラ	1,340	パラグアイ	1,690
ウズベキスタン	970	エクアドル	1,390	テュニジア	1,820
インドネシア	980	ドミニカ共和国	1,460	リトアニア	1,900
フィリピン	1,050	ルーマニア	1,480	コロンビア	1,910
モロッコ	1,110	ジャマイカ	1,510	ナミビア	2,000

ベラルーシ	2,070	レバノン	2,660	エストニア	2,860
ロシア	2,240	タイ	2,740	スロヴァキア	2,950
ラトヴィア	2,270	パナマ	2,750	ボツワナ	3,020
ペルー	2,310	トルコ	2,780	ヴェネズエラ	3,020
コスタ・リカ	2,610	ポーランド	2,790		

## (3) 上位中所得国 (3,036~9,385ドル)

(単位：ドル)

国名	1人 当たり GNP	国名	1人 当たり GNP	国名	1人 当たり GNP
南アフリカ共和国	3,160	トリニダード・トバゴ	3,770	ウルグアイ	5,170
クロアチア	3,250	チュッコ	3,870	サウディ・アラビア	7,040
メキシコ	3,320	マレーシア	3,890	アルゼンティン	8,030
モーリシャス	3,380	ハンガリー	4,120	スロヴェニア	8,200
ガボン	3,490	チリ	4,160	ギリシャ	8,210
ブラジル	3,640	オマーン	4,820		

## (4) 高所得国 (9,386ドル以上)

(単位：ドル)

国名	1人 当たり GNP	国名	1人 当たり GNP	国名	1人 当たり GNP
韓国	9,700	オーストラリア	18,720	シンガポール	26,730
ポルトガル	9,740	イタリア	19,020	オーストリア	26,890
スペイン	13,580	カナダ	19,380	アメリカ	26,980
ニュージーランド	14,340	フィンランド	20,580	ドイツ	27,510
アイルランド	14,710	香港	22,990	デンマーク	29,890
イスラエル	15,920	スウェーデン	23,750	ノールウェー	31,250
クウェイト	17,390	オランダ	24,000	日本	39,640
アラブ首長国連邦	17,400	ベルギー	24,710	スイス	40,630
イギリス	18,700	フランス	24,990		

(出所) World Bank, *World Development Report 1996*.

(注1) 人口100万人以下の国を除いてある。

(注2) 香港の数値はGDPである。

(注3) 中国については世界銀行の推定。

## 〔2〕 国際経済協力関係機関

### 1. 国際開発金融機関の概要

#### (1) 世界銀行グループ

世界銀行グループは、機能の異なる五つの国際機関（国際復興開発銀行〈IBRD〉、国際開発協会〈IDA〉、国際金融公社〈IFC〉、多数国間投資保証機関〈MIGA〉、投資紛争解決国際センター〈ICSID〉）から構成され、うちIBRDとIDAを総称して世界銀行と呼ぶ。世界銀行グループは、資金協力等を通じ発展途上国の経済・社会開発を促進し、生活水準の向上を支援することを使命としている。

#### ① 国際復興開発銀行（International Bank for Reconstruction and Development : IBRD）

【沿革・目的】 国際復興開発銀行（IBRD）は、IMFと同様1944年7月に44カ国の参加を得て米国ニューハンプシャー州ブレトンウッズで開かれた連合国通貨金融会議で採択された協定に基づき、45年12月に設立された。当初は第二次世界大戦後の経済復興と開発を目的としていたが、現在では、主に発展途上国の各種プロジェクトやプログラムに対し準商業ベースでの貸付・保証を行うとともに、途上国の開発プログラム作成等の支援のための技術協力を行っている世界最大の国際開発金融機関となっている。なお、加盟はIMF加盟国に限られる（97年6月現在180カ国・地域が加盟）。

【組織】 最高決定機関として増資の決定等を行う総務会（各加盟国任命の総務、総務代理各1名で構成）、貸付案件の承認等通常業務の運営管理にあたる理事会（米、日、独、仏、英の5カ国からの各1名の任命理事及びその他加盟国から19名の選任理事の計24名で構成）、理事会により選出され、日常業務を指揮する総裁（95年6月に前総裁ルイス・プレストン氏の後を継いで、ジェームズ・ウォルフエンソン氏が第9代総裁に就任）及び事務局からなる。

【貸付業務】 (1) 対象——発展途上国のうち、経済的・社会的成長の比較的進んだ加盟国の政府、あるいは政府又はその他の適切な保証を得られる公的・民間機関を対象とする。

また、プロジェクト貸付以外にも、累積債務問題に対応し途上国政府の行政改革、対処能力強化を図るため、一定のコンディショナリティーを課して経済

構造調整・部門別調整政策を支援する調整貸付も導入している。

(2) 案件選定基準——貸付案件は、借入国の経済成長を促進する生産的な目的でなければならず、経済的考慮のみにより決定される。また、案件の環境面の健全性確保のため、必要に応じ環境アセスメントを実行している。

(3) 条件——借入国の所得水準により以下のカテゴリーに分類、原則Ⅲ、ⅣがIBRD貸付対象であるが、所得水準以外の諸条件を勘案し、その他のカテゴリーに属する国に対しても貸付が行われている。

カテゴリー	1人当たりGNP (1996年：ドル)	償還期間 (据置期間)
I	～785	20年 (5年)
II	786～1,505	20年 (5年)
III	1,506～3,115	17年 (4又は5年)
IV	3,116～5,435	15年 (3又は5年)
V	5,436～	—

第1表 IBRDの融資承諾・貸付実行状況

(単位：100万ドル)

年度	件数	承諾額	貸付実行額	貸付実行残高
1988	118	14,762	11,636	81,791
1989	119	16,433	11,310	77,942
1990	121	15,180	13,859	89,052
1991	126	16,392	11,431	90,638
1992	112	15,156	11,666	100,810
1993	122	16,945	12,942	104,451
1994	124	14,244	10,447	109,291
1995	134	16,853	12,672	123,499
1996	129	14,656	13,372	110,246
1997	141	14,525	13,998	105,805

(注) (1) IFCへの貸付を除く。

(2) IBRD・IDAの共同融資は、IBRD貸付としてのみ計上。

(出所) World Bank, *Annual Report*, 各年度版。

(4) 重点政策——90年代の重点課題として、①人的資源開発、②環境面で持続可能な開発、③民間セクター開発、をあげている。人的資源開発では、「貧困問題に的を絞った介入プログラム」、「社会セクター」向け融資のシェアを増加する方針であるとともに、「途上国における女性支援(WID)」に関する活動を促

第2表 IBRDの地域別・部門別融資承諾状況

(単位:100万ドル, %)

年 度		金 額			構成比		
		1995	1996	1997	1995	1996	1997
合 計		16,852.6	14,488.1 <sup>1)</sup>	14,524.9	100.0	100.0	100.0
地 域 別	サブサハラアフリカ	80.7	—	56.0	0.5	—	0.4
	東アジア・大洋州	4,592.6	4,252.2	4,074.4	27.3	29.3	28.1
	南アジ ア	1,584.8	1,161.6	626.5	9.4	8.0	4.3
	ヨーロッパ・中央アジア	3,953.8	3,918.2	4,560.9	23.5	25.9	31.4
	ラテンアメリカ・カリブ海	5,715.2	4,047.2	4,437.5	33.9	27.9	30.6
	中東・北アフリカ	925.4	1,276.7	769.6	5.5	8.8	5.3
部 門 別	農業	853.3	1,413.8	2,810.6	5.1	9.6	19.4
	教育	1,280.6	920.8	762.3	7.6	6.3	5.2
	電力・その他のエネルギー	1,802.5	2,459.2	1,613.4	10.7	16.8	11.1
	環境	755.1	534.6	22.5	4.5	3.6	0.2
	金融	2,935.4	1,199.2	993.7	17.4	8.2	6.8
	保健医療・人口・栄養	451.3	1,495.2	245.8	2.7	10.2	1.7
	工業	175.0	217.0	145.0	1.0	1.5	1.0
	鉱業・その他採取産業	—	570.8	300.0	0.0	3.9	2.1
	マルチセクター	2,295.0	906.3	1,373.0	13.6	6.2	9.5
	石油・ガス	461.5	30.0	114.0	2.7	0.2	0.8
	公共セクター運営	636.2	1,036.0	729.7	3.8	7.1	5.0
	社会セクター	644.0	440.0	1,303.7	3.8	3.0	9.0
	通信・情報提供	325.0	35.0	—	1.9	0.2	0.0
	運輸	2,099.3	2,236.9	3,084.7	12.5	15.3	21.2
	都市開発	1,466.0	632.0	646.1	8.7	4.3	4.4
	給水・衛生	672.3	529.1	380.4	4.0	3.6	2.6

(注) 1) ボスニア・ヘルツェゴビナに対する、借換えノリスケジュール延滞手数料167.8百万ドルを除く。

(出所) World Bank, *Annual Report*, 各年度版。



極的に行っている。環境面で持続可能な開発については、「環境を主体とする」プロジェクト(プロジェクトのコスト又は便益の50%超を環境関連が占めるもの)及び「重大な環境要素が含まれる」プロジェクト(同10%超のもの)に対する融資を積極的に行っている他、地球環境ファシリティー(GEF)をUNDP、UNEPと共同で運営している。民間セクター開発については、89年に採択した「民間部門開発行動計画」に基づき、IFC、MIGAとの協調の下、積極支援している。

【保証業務】 95年度に、保証業務を融資と並ぶ主要業務に格上げし、89年に発足した拡大協調融資(ECO)の下で行っていた保証業務が拡大改組された。

これは、近年途上国政府によるインフラ部門の民活政策に対応し、民間資金の流入促進を図ることを主な目的としている。

(1) 対象国——原則としてIBRD適格国を対象とするが、IDA適格国であってもリスクの低い民間ベースのプロジェクトは対象となる。ただし、リスク交渉中の国は除外される。

(2) 対象範囲——リスクが政府の義務履行と通貨送金制限に限定される部分リスク保証と、対象リスクの範囲には制限がなく、融資期間の後半部分を保証することにより中期融資の長期化を図る部分信用保証との二つがある。

(3) 対象限度——現在価値の100%を上限に、案件ごとに必要最低限の水準に設定される。

(4) 保証料——保証対象額の0.4～1.0%、ただし0.25%を超える部分はカウンター保証を供与する途上国政府に返還される。

## ② 国際開発協会 (International Development Association : IDA)

【沿革・目的】 国際開発協会(IDA)は、1960年9月に設立され、特に貧しい発展途上国に対する緩和された条件での融資を主に行っている。加盟国はIBRD加盟国に限られる(97年6月現在159カ国・地域が加盟)。

【組織】 IDAはIBRDと共通の組織により運営されている。

【融資業務】 (1) 対象——発展途上国のうち、特に貧しい加盟国政府、あるいは政府又はその他の適切な保証を得られる公的・民間機関を対象とする。なお、案件選定基準はIBRDと同様である。

(2) 条件——IBRDと同様、借入国の所得水準により以下のカテゴリーに分類、原則Ⅰ、Ⅱに属する国を貸付対象としているが、所得水準以外の諸条件を

勘案し、その他のカテゴリーに属する国に対してもIBRDと適宜組み合わせながら貸付を行っている。

カテゴリー	1人当たりGNP(1996年：ドル)	償還期間（据置期間）
I	～785	40年（10年）
II	786～1,505	40年（10年）
III	1,506～3,115	40年（10年）
IV	3,116～5,435	—
V	5,436～	—

(注) カテゴリーのうちIBRDとIDAの混合貸付対象国については償還期間35年、据置期間10年。

第3表 IDAの融資承諾・貸付実行状況

(単位：100万ドル)

年度	件数	承諾額	貸付実行額	貸付実行残高
1988	99	4,459	3,397	33,921
1989	106	4,934	3,597	36,640
1990	101	5,522	3,931	41,546
1991	103	6,293	4,549	45,478
1992	110	6,550	4,765	52,304
1993	123	6,752	4,947	56,158
1994	104	6,592	5,532	62,810
1995	108	5,669	5,703	72,032
1996	127	6,861	5,884	72,821
1997	100	4,622	5,979	76,124

(注) IBRD・IDAの共同融資は、IBRD貸付としてのみ計上。

(出所) World Bank, *Annual Report*, 各年度版。

第4表 IDAの地域別・部門別融資承諾状況

(単位: 100万ドル, %)

年 度		金 額			構 成 比		
		1995	1996	1997	1995	1996	1997
合 計		5,669.2	6,860.7	4,621.7	100.0	100.0	100.0
地 域 別	サブサハラアフリカ	2,203.6	2,740.1	1,680.7	38.9	39.9	36.4
	東アジア・大洋州	1,101.2	1,167.9	791.6	19.4	17.0	17.1
	南アジ ア	1,420.9	1,767.5	1,385.1	25.1	25.8	30.0
	ヨーロッパ・中央アジア	545.0	476.4	493.9	9.6	6.9	10.7
	ラテンアメリカ・カリブ海	345.2	390.3	125.2	6.1	5.7	2.7
	中東・北アフリカ	53.3	318.5	145.2	0.9	4.6	3.1
部 門 別	農 業	1,232.0	1,105.1	735.9	21.7	16.1	15.9
	教 育	816.2	784.9	255.1	14.4	11.4	5.5
	電力・その他のエネルギー	439.0	347.9	275.8	7.7	5.1	6.0
	環 境	68.9	348.1	224.2	1.2	5.1	4.9
	金 融	129.3	231.2	201.1	2.3	3.4	4.4
	保健医療・人口・栄養	671.2	858.2	694.1	11.8	12.5	15.0
	工 業	123.2	31.7	50.5	2.2	0.5	1.1
	鉱業・その他採取産業	24.8	121.2	21.4	0.4	1.8	0.5
	マルチセクター	821.5	759.2	813.6	14.5	11.1	17.6
	石 油・ガ ス	141.6	25.6	21.6	2.5	0.4	0.5
	公共セクター運営	236.4	840.2	190.2	4.2	12.2	4.1
	社会セクター	290.8	554.5	66.5	5.1	8.1	1.4
	通信・情報提供	—	—	—	0.0	0.0	0.0
	運 輸	104.1	535.7	607.0	1.8	7.8	13.1
	都 市 開 発	261.0	236.5	162.3	4.6	3.4	3.5
給 水・衛 生	309.2	80.7	302.4	5.5	1.2	6.5	

(出所) World Bank, *Annual Report*, 各年度版。

### ③ 国際金融公社 (International Finance Corporation : IFC)

〔沿革・目的〕 国際金融公社(IFC)は、1956年7月に設立され、発展途上国の民間企業に対し政府保証を求めない商業ベースでの投融資及び公民両部門の資金調達、民営化、資本市場開発等に対する技術援助・アドバイザー・サービスを主に行っており、国内外から民間資金を引き出す触媒としての役割を果たしている。加盟国はIBRD加盟国に限られる(97年6月現在172カ国・地域が加盟)。

〔組織〕 総務会、理事会、総裁、事務局とIBRDと同様の組織形態となっており、世銀との兼任等の人事交流がある。総裁はIBRD総裁が兼務するが、実質的な運営は長官が行う。

〔投融資業務〕 発展途上国の収益性のある民間企業(外国資本との合弁企業でも可)を対象とし、政府保証を必要としない融資の他 (IBRD、IDBについては政府保証が必要)、資本参加投資、株式・社債等の引受け等、IBRDからは受けられない形態をとることにより、IBRDの業務の補完的役割を果たしている。

第5表 IFCの投融資状況

(単位：100万ドル)

年 度	1993	1994	1995	1996	1997
承諾件数(件)	185	231	213	264	276
承諾額	3,936	4,287	5,467	8,118	6,722
うち自己勘定	2,133	2,463	2,877	3,248	3,317
年度末実行残高	5,441	6,180	7,262	7,817	8,423
うち出資	912	1,164	1,482	1,678	1,849
融 資	4,529	5,017	5,780	6,139	6,574

(出所) IFC, *Annual Report*, 各年度版。

第6表 IFCの地域別・部門別融資承諾状況

(単位：100万ドル，%)

年 度		金 額			構 成 比		
		1995	1996	1997	1995	1996	1997
合 計		5,467	8,118	6,722	100.0	100.0	100.0
地 域 別	サブサハラアフリカ	431	190	384	7.9	2.3	5.7
	ア ジ ア	1,443	2,773	1,620	26.4	34.2	24.1
	中央アジア・中東・北アフリカ	614	910	610	11.2	11.2	9.1
	ヨーロッパ	636	617	1,111	11.6	7.6	16.5
	ラテンアメリカ・カリブ海	2,313	3,628	2,762	42.3	44.7	41.1
	ワールドワイド	30	1	235	0.5	0.0	3.5
部 門 別	肥料・農芸化学			18			0.3
	社会サービス(健康管理・教育)			26			0.4
	自動車・部品			50			0.7
	織 維			60			0.9
	工業・消費サービス			85			1.3
	木材・パルプ・紙			91			1.4
	ホテル・観光業			144			2.1
	燃料 鉱石 採取			164			2.4
	セメント・建築材料			334			5.0
	化学・石油化学			641			9.5
	製 造 業			691			10.3
	鉄鋼・その他 鉱石			719			10.7
	食品・農業関連			830			12.3
	インフラストラクチャー			1,349			20.1
金融 サービス			1,514			22.5	
石 油 精 製			6			0.1	

(注) 1995、96年度の年次報告では、部門別の分類方法が違っていた。

(出所) IFC, *Annual Report*, 各年度版。

④ 多数国間投資保証機関(Multilateral Investment Guarantee Agency : MIGA)

〔沿革・目的〕 多数国間投資保証機関(MIGA)は、発展途上国への外国直接投資の促進を目的として、1988年4月に発足し、投資に係る非商業的リスクに対する保証及び投資環境改善のための助言を主に行っている(97年6月現在141カ国・地域が加盟)。

〔組織〕 世銀グループの一員であるが独立した総務会、理事会及び事務局が置かれ、総裁は世銀総裁が兼任する。また、実質的運営にあたるための長官が置かれる。

〔保証業務〕 (1) 対象——原則として、発展途上国の開発目的及び優先度に適合する、商業ベースでの新規の外国直接投資を対象とし、被投資国における戦争・革命・内乱、政府による契約違反、外貨送金制度、収用といった四つの非商業的リスクを保証する。

(2) 条件——①保証料率は四つのリスク類型ごとに保証金額の0.2~1.25%。  
②資本金及び準備金等の1.5倍以内を保証限度とし、加盟国別の保証限度は出資シェアに準じて決定される。

⑤ 投資紛争解決国際センター (International Center for the Settlement of Investment Disputes : ICSID)

〔沿革・目的〕 投資紛争解決国際センター(ICSID)は、1966年10月に設立

第7表 MIGAの保証契約状況

年度	1993	1994	1995	1996	1997
保証案件数(件)	27	38	54	68	70
偶発債務上限額(100万ドル)	374	373	672	862	614
関連直接投資総額(億ドル)	19	13	25	150	200
雇用創出効果(人)	1,720	7,800	8,800	7,200	4,000

(出所) MIGA, *Annual Report*, 各年度版。

され、発展途上国への国際投資フローの促進を目的として、外国投資家と受入れ国政府との間の投資に係る紛争の仲裁・調停を主に行う（97年6月現在126カ国・地域が加盟）。

## （2）国際通貨基金（International Monetary Fund：IMF）

〔沿革・目的〕 国際通貨基金(IMF)は、第二次世界大戦後の安定的な世界経済秩序の構築のために新しい国際通貨制度が必要との認識のもと、1944年7月に開かれた連合国通貨会議において調印されたIMF協定に基づき、世界銀行と並ぶブレトンウッズ体制の中心的機関として45年12月に設立された。

目的としては、①通貨に関する国際協力の促進、②国際貿易の拡大の促進による雇用及び所得の維持・拡大、③為替の安定の促進及び競争的な為替切下げの防止、④経常取引に関する多角的決済制度の確立と為替制限の除去、⑤IMF資金の利用による国際収支の改善により国際収支不均衡の持続期間の短縮、その程度の軽減を図る、ことが協定に掲げられている（97年4月現在181カ国・地域が加盟。我が国は52年8月に加盟）。

〔組織〕 (1) 総務会——各加盟国任命の総務及び代理(各1名)で構成される最高決定機関であり、一切の権限を付与されるが、①新規加盟の承認及び加盟条件の決定、②脱退要求、③協定改正、④出資割当額(クォータ)の決定、⑤SDRの新規配分、等の重要事項以外は理事会に委任している。

(2) 理事会——通常業務の運営に責任を負い、5大出資国(米、日、英、独、仏)の5名の任命理事と19名の選任理事の計24名及び理事会により選出される専務理事で構成される。

(3) 専務理事——理事会の議長を務めるとともに理事会の指揮の下に事務局長として通常業務を総括する。理事会の投票が賛否同数の場合のみ投票権を持つ。任期は5年で、現在はミシェル・カドムシュ氏が就任している。

(4) 暫定委員会——正式には「国際通貨制度に関するIMF総務会暫定委員会」といい、理事の選出母体から各1名任命される24名の委員で構成される。

74年の総務会決議により、評議会設置までの間、①国際通貨制度の運営及び改善、②理事会の協定改正案の検討、③国際通貨制度を脅かす危機への対処策の策定の各事項について総務会に勧告を行う暫定的な委員会として設置された。なお、評議会は現在まで未設置。

(5) 世銀・IMF合同開発委員会——74年に、暫定委員会と同じ構成で設立され、開発プロセスや発展途上国の資金移転等の開発援助問題についてIMF及び世銀の総務会に勧告・報告を行う。

(6) 投票権——上記各会の決定には投票制度が採用され、各加盟国は基礎投票権250票に追加投票権(出資割当額10万SDRにつき1票)を有する。

【資金源】 資金源は、①加盟国の割当額(クオータ)を中心とする一般資金勘定(GRA)、②信託基金貸付の回収金をプールした特別拠出金勘定(SDA)、③加盟国からの拡大構造調整ファシリティー(ESAF)に対する融資・贈与資金をプールしたESAFトラストの他、一般借入取極(GAB)等がある。

(1) クオータ(割当額)——各加盟国の割当に応じた出資金であり、主たる資金源となると同時に、主に①加盟国の投票権数、②IMF資金の利用限度、③任命理事国の決定、④SDRの新規配分率、の諸基準となる。払込みは原則として割当額の25%をSDR(特別引出権)にて、残額を自国通貨にて行うこととなっている。92年には第9次増資が決定された(なお、SDRは金・ドルといった準備資産を補完する国際通貨として69年に第1次協定改正により創設された)。

(2) 一般借入取極(GAB)——62年にIMFと先進10カ国との間で締結され、本取極参加国のIMF資金引出しの際にIMFの資金源が不足する場合には、一定の枠

第8表 IMFの資金源(1997年4月末現在)

(単位：100万SDR)

	金額
一 般 会 計	151,593
一 般 資 金 勘 定(GRA)	150,367
ク オ ー タ	145,319
準 備 金 等	3,755
そ の 他	1,293
特 別 拠 出 金 勘 定(SDA)	1,226
E S A F ト ラ ス ト	8,287
貸 付 金 勘 定	4,715
利 子 補 給 金 勘 定	1,798
準 備 金 勘 定	1,773



内で他の参加国がIMFに融資を行う取極。国際通貨制度の安定が脅かされるような危機的状況の際には非参加国に対しても適用される。

【機能】 (1) 為替規制の撤廃(8条国と14条国)——協定第8条は、加盟国に対し、①経常的支払いに関する制限の回避、②差別的通貨措置の回避、③外国保有自国通貨残高の買入れ(交換性の付与)の義務を課しており、これを受諾した加盟国を8条国、また協定第14条により過渡的な措置として第8条義務の猶予について承認を受けた加盟国を14条国という。IMFは、14条国に対しては毎年のコンサルテーションに基づき、随時理事会決議により8条国移行勧告を出している。

(2) 為替政策の監視(サーベイランス)——第2次改正協定第4条は、加盟国に対し、秩序ある為替取極による安定的な国際通貨制度の確保のため、IMF及び他の加盟国と協調する一般的義務を課しており、IMFは、加盟国との定期的な協議を通じ、その為替政策の監視を行っている。

(3) 国際収支困難に対する融資(資金利用)——協定第1条は、加盟国が為替取引規制等の制限的手段に訴えることなく国際収支上の困難を改善するためのIMF資金の一時的利用を認めている。

一般資金を利用した融資は、加盟国が自国通貨によりSDR又は他の加盟国通貨を買い入れ(IMFは当該国通貨保有額を増加)、逆に返済は自国通貨を買い戻

第9表 IMF資金の各国別クォータ・シェア (%)

国名	シェア
アメリカ	18.25
日本	5.67
ドイツ	5.67
イギリス	5.10
フランス	5.10
サウディ・アラビア	3.53
その他	56.68

第10表 IMFの形態別承諾状況

(単位：上段は件数，下段は承諾額100万SDR)

年度	スタンバイ	EFF	CCFF	STF	SAF	ESAF	合計
1988	14	1	7	—	15	—	37
	1,702	245	1,544	—	1,009	—	4,500
1989	12	1	5	—	4	7	29
	2,956	207	238	—	441	955	4,797
1990	16	3	3	—	3	4	29
	3,249	7,627	808	—	45	415	12,144
1991	13	2	12	—	2	3	32
	2,786	2,338	2,127	—	53	426	7,730
1992	21	2	15	—	1	5	44
	5,587	2,493	1,381	—	3	637	10,101
1993	11	3	2	—	1	8	25
	1,971	1,242	90	—	49	478	3,830
1994	18	2	4	13	1	7	45
	1,381	779	718	2,725	27	1,192	6,822
1995	17	3	2	—	—	11	49
	13,055	2,335	287	—	—	1,197	17,997
1996	19	4	1	—	1	8	38
	9,645	8,381	9	—	182	1,476	19,693
1997	11	5	—	—	—	12	28
	3,183	1,193	—	—	—	911	5,287

(出所) IMF, *Annual Report*, 各年度版。

すという形をとることにより、IMF資金の回転的性格を保っている。この性格維持のため、また資金利用国の国際収支の根本的改善を図るため、IMFは融資に際し、以下のようなコンディショナリティーを加盟国に課す。①融資の理事会承認の前に実施が求められるプレ・コンディション、②一定期間ごとに分割された融資の供与条件となるパフォーマンス・クライテリア、③将来の一定期間にわたり加盟国が公約した経済調整プログラム。

IMFの融資は、こうしたコンディショナリティーの付与を通じ、①対外信用

第11表 IMFの実行額・返済額の推移

(単位：100万SDR)

年度	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
実行額	5,266	6,823	5,903	5,878	5,903	11,178	12,303	5,644
引出し額	4,440	6,248	5,294	5,284	5,241	10,592	10,826	4,939
スタンバイ <sup>1)</sup>	1,183	1,975	2,343	2,940	1,052	7,587	9,127	1,836
E F F	2,499	2,146	1,571	2,254	746	1,595	1,554	2,820
C C F F	808	2,127	1,381	90	718	287	9	282
S T F	—	—	—	—	2,725	1,123	136	—
SAF及びESAF貸付	826	575	608	593	662	587	1,477	705
S A F	584	180	138	49	68	19	185	—
E S A F	242	395	470	544	594	568	1,292	705
(地域別)								
先進国	—	—	—	—	—	—	—	—
発展途上国	5,267	6,823	5,903	5,877	5,903	11,178	12,303	5,644
アフリカ	1,289	577	740	377	1,185	1,022	2,324	992
アジア	525	1,714	1,476	1,806	690	383	367	181
ヨーロッパ	268	1,960	1,516	1,343	3,258	2,896	5,156	3,381
中東	66	—	333	26	11	76	129	153
中南米	3,119	2,572	1,838	2,325	758	6,801	4,427	937
買戻し及び返済	6,399	5,608	4,770	4,117	4,509	4,231	7,100	7,196
買戻し	6,042	5,440	4,768	4,081	4,343	3,984	6,698	6,668
トラストファンド・ SAF・ESAF	357	168	2	36	166	247	402	528

(注) 1) 第1クレジット・トランシュは含むが、リザーブ・トランシュは除く。  
 (出所) IMF, *Annual Report*, 各年度版。

力向上による他の公的・民間資金の流入の促進、②パリクラブ等での債務救済の取組みの促進等の触媒的役割をも果たしている。

第12表 IMF資

財源	種類(発足年月)	目的・性格	利用限度 (クォータ比)	
一般資金勘定	リザーブ・トランシュ	自国の外貨準備の取崩し	自国通貨保有額がクォータの100%に達するまで	
	第1クレジット・トランシュ	短期的な国際収支困難の支援	25%	
	第2～4(高次)クレジット・トランシュ		75%	
	スタンバイ取極 (Stand-by Arrangement)		年間100% 累積300%	
	拡大信用供与措置(EFF) (Enhanced Fund Facility) 1974年9月	長期かつ多額の国際収支困難の支援	140%	スタンバイ取極、EFF併用時165%
	緩衝在庫融資制度(BSFF) (Buffer Stock Financing Facility) 1969年6月	一次産品価格安定のための国際緩衝在庫制度への出資の支援	35%	
輸出変動・偶発補償融資制度(CCFF) (Compensatory and Contingency Financing Facility) 1988年8月(CFFを拡大改組)	輸出変動補償融資(CFF) 1963年2月	一時的輸出所得低下の補填	30%	
	穀物輸入コスト変動補償融資(CI) 1981年5月	穀物輸入支払い急増の補填	15%	
	外生的偶発要因補償融資(ECF)	輸出入価格・金利変動等の事前補填	30%	
	スタンバイ取極、EFFと併用の場合、下記に追加して20%			
	95%			
体制移行融資制度(STF) (Systemic Transformation Facility) 1993年4月 (95年4月末までの暫定措置)	市場経済への移行過程の貿易価格変動による国際収支困難の支援	50%		
借入・信託勘定	構造調整ファシリティー(SAF) (Structural Adjustment Facility) 1986年3月	マクロ経済・構造調整政策実施の低所得途上国に対する譲許的条件による国際収支困難の支援	50% 1年目15% 2年目20% 3年目15%	
	第2次拡大構造調整ファシリティー(ESAF2) (Enlarged Enhanced SAF) 1993年12月(96年末までの措置) (87年12月発足のESAFの延長)	SAFよりさらに調整見合い	190% 例外的に255% 増枠利用時	

## 金利用制度一覧

要 件	実行期間・引出し時期	返済期間・返済時期	金利・手数料
・無条件	随時	買戻し義務なし	手数料なし
・経済調整プログラムの承認前実行 ・国際収支改善のための妥当な努力	1年。引出しは即時一括	3年3カ月～5年 四半期ごとに均等返済	・引出し額の0.5% ・引出し残高に対してはSDR金利等考慮し決定
・経済調整プログラムの策定 ・パフォーマンス・クライテリアの遵守 ・レビューの完了(半年ごと)	1～2年。引出しは四半期ごと	4年6カ月～10年 半期ごとに均等返済	
・中長期の調整プログラムの策定 ・年次プログラムの策定(1年ごと) ・パフォーマンス・クライテリアの遵守 ・レビューの完了(半年ごと) ・翌年次プログラムの承認	3年(4年に延長可) 引出しは四半期ごと		
・国際緩衝在庫制度への出資 ・国際収支困難の発生	引出しは即時一括	3年3カ月～5年 四半期ごとに均等返済	
・IMFとの協調	引出しは即時一括またはスタンバイ、EFFと併用	4年6カ月～10年 半期ごとに均等返済	
・パフォーマンス・クライテリアの遵守			
・1回目：IMFとの協調による経済改革計画の約束 ・2回目：IMFとの協調の進展	引出しは2回均等分割 2回目は6カ月～1年後		
・原則として低所得途上国対象(IDA融資適格国) ・長期的国際収支困難の発生 ・3年間のPFP(政策枠組書)の策定 ・年次プログラムの承認(1年ごと)	3年。引出しは1年ごと	5年6カ月～10年 半期ごとに均等返済	・引出し残高に対し年率0.5%
・パフォーマンス・クライテリアの遵守	3年(4年に延長可) 引出しは半年ごと		

### (3) アジア開発銀行 (Asian Development Bank : ADB)

〔沿革・目的〕 アジア開発銀行(ADB)は、1965年旧ECAFE(国連アジア極東経済委員会：現ESCAP〈国連アジア太平洋経済社会委員会〉)の総会での決議を受け、域内発展途上国の経済開発促進を目的とし、66年12月に設立された。

現在では、開発資金の融資、融資保証、投資、技術援助等を主に行っている。加盟資格は、ESCAP加盟・準加盟国の他、国連もしくはその専門機関に加盟している域内国・域外先進国に与えられる(96年12月現在56カ国・地域が加盟)。

〔組織〕 最高決定機関としての総務会(各加盟国任命の総務、総務代理各1名で構成)、通常業務の運営管理にあたる理事会(域内8カ国、域外4カ国から選出の計12名の理事で構成)、総裁及び事務局からなる。これまで歴代総裁は我が国から輩出しており、現総裁は93年11月より佐藤光夫氏が務めている。

〔資金源〕 資金源は、通常の実業業務を行うための通常資本財源(OCR)と、譲許的な条件の貸付、技術援助を行うための特別基金とに分けられる。OCRについては各国の拠出金の他、近年は域内の新しい資本市場の育成のため積極的に起債による資金調達を行っている。特別基金は、アジア開発基金(ADF)、技術援助特別基金(TASF)、日本特別基金(JSF)からなる。ADFは、74年に設置され、各国の拠出金により賄われる。JSFは、我が国が88年に発表した途上国への資金循環計画の一環として設置された。

〔業務〕 通常資本財源(OCR)による貸付、出資(83年より開始)及び保証(88年より開始)の他に、ADFからは域内の低開発国向けにソフトローンを供与している。

また、TASFは、プロジェクトの準備、実施、政策立案等に係る技術援助を行い、JSFは、発展途上国の工業化、天然及び人的資源開発、さらに技術移転に対する技術援助の他、民間部門向け出資等も行っている。

(1) 貸付対象——発展途上加盟国の政府、政府機関、地方公共団体、民間企業等を対象とする。

(2) 条件——域内加盟途上国(DMCs)は所得水準等により3グループに分類されており、ADF融資は低所得国たるAグループが優先され、中所得国たるB

第13表 ADBの借入国別融資承諾額及び貸付残高

(単位：100万ドル、%)

	1996年			貸付残高(1996年12月末現在)		
	OCR	ADF	計	OCR	ADF	計
アフガニスタン	—	—	—	—	30.42	30.42
バングラデシュ	—	256.40	256.40	0.46	3,675.71	3,676.17
ブータン	—	—	—	—	34.10	34.10
カンボディア	—	105.00	105.00	—	80.95	80.95
中国	1,102.00	—	1,102.00	2,452.60	—	2,452.60
クック諸島	—	5.00	5.00	—	17.42	17.42
フィジー	—	—	—	56.45	—	56.45
インドネシア	788.00	—	788.00	2,626.73	—	2,626.73
インドネシア	884.30	67.80	952.10	4,463.46	652.21	5,115.67
カザフスタン	50.00	20.00	70.00	90.00	5.97	95.97
キリバス	—	—	—	—	3.79	3.79
キルギス	—	80.00	80.00	—	57.53	57.53
韓国	—	—	—	443.77	—	443.77
ラオス	—	91.70	91.70	—	367.00	367.00
マレーシア	26.30	—	26.30	481.19	—	481.19
モルディブ	—	—	—	—	30.52	30.52
マーシャル諸島	—	—	—	—	7.69	7.69
ミクロネシア	—	10.60	10.60	—	0.46	0.46
モンゴル	—	63.50	63.50	—	136.70	136.70
ミャンマー	—	—	—	1.83	479.81	481.64
ネパール	36.50	252.70	289.20	8.59	848.89	857.48
パキスタン	332.00	283.00	615.00	1,935.38	3,356.54	5,291.92
バブア・ニューギニア	—	—	—	128.05	272.99	401.04
フィリピン	250.35	68.00	318.35	2,377.52	760.28	3,137.80
ソロモン諸島	—	—	—	—	37.91	37.91
スリ・ランカ	—	44.03	44.03	—	1,318.25	1,318.25
タイ	330.00	—	330.00	1,042.90	70.44	1,113.34
トンガ	—	4.90	4.90	—	27.76	27.76
ウズベキスタン	50.00	—	50.00	—	—	—
バヌアツ	—	10.00	10.00	—	17.44	17.44
ヴェトナム	30.00	303.00	333.00	—	95.39	95.39
西サモア	—	—	—	—	81.92	81.92
計	3,879.45	1,665.63	5,545.08	16,108.93	12,468.10	28,577.03
為替調整	—	—	—	38.54	1.78	40.32
総計	3,879.45	1,665.63	5,545.08	16,070.39	12,466.32	28,536.71

(出所) ADB, Annual Report, 1996

第14表 ADBの産業部門別融資承諾状況

(単位：上段は実績値100万ドル，下段は構成比%)

	1996年		
	OCR	ADF	計
農業・同関連産業	426.80	375.53	802.33
	11.00	22.55	14.47
エネルギー	778.85	415.30	1,194.15
	20.08	24.93	21.54
工業・非燃料鉱業	222.00	0.00	222.00
	5.72	0.00	4.00
金融	60.00	153.00	213.00
	1.55	9.19	3.84
運輸・通信	1,232.00	257.00	1,489.00
	31.76	15.43	26.85
社会資本	488.50	242.60	731.10
	12.59	14.57	13.18
マルチセクター・その他	671.30	222.20	893.50
	17.30	13.34	10.11
合計	<b>3,879.45</b>	<b>1,665.63</b>	<b>5,545.08</b>
	<b>100.00</b>	<b>100.00</b>	<b>100.00</b>

(出所) ADB, *Annual Report*, 1996.

グループはOCRとの混合融資が基本となる。

## (4) 米州開発銀行 (Inter-American Development Bank : IDB)

【沿革・目的】 米州開発銀行(以下IDBという)は、1959年12月に、米州機構(OAS)加盟20カ国の出資により中南米諸国の経済社会開発の促進を目的として設立された(96年12月現在46カ国・地域が加盟)。

【組織】 最高決定機関としての総務会(各加盟国任命の総務、総務代理各1名で構成)、運営管理にあたる理事会(理事12名)、総裁及び事務局からなる。



第15表 IDBの相手国別融資承諾額<sup>1)</sup>

(単位:100万ドル,%)

		1996年度		設立以来(1961 ~96年度)累計	
		金額	構成比	金額	構成比
A	グ ル ー プ 計	4,062.0	60.0	39,729.1	49.0
	アルゼンティン	977.5	14.4	10,130.0	12.5
	ブラジル	1,699.8	25.1	14,180.2	17.5
	メキシコ	1,315.8	19.4	11,708.4	14.4
	ヴェネズエラ	68.9	1.0	3,710.5	4.6
B	グ ル ー プ 計	953.0	14.1	14,866.5	18.3
	チリ	—	—	4,199.9	5.2
	コロンビア	197.5	2.9	6,593.4	8.1
	ペルー	755.5	11.2	4,073.2	5.0
C 市場狭小国	グ ル ー プ 計	962.1	14.2	7,903.8	9.7
	バルバドス	57.5	0.8	258.7	0.3
	コスタリカ	—	—	289.5	0.4
	ジャマイカ	0.0	0.0	2,075.9	2.6
	パナマ	76.4	1.1	1,243.9	1.5
	トリニダード・トバゴ	188.1	2.8	1,386.2	1.7
	ウルグアイ	—	—	18.0	0.0
		256.0	3.8	930.9	1.1
	384.1	5.7	1,700.7	2.1	
D 後発開発途上国	グ ル ー プ 計	751.6	11.1	16,511.2	20.4
	ベネズエラ	—	—	—	—
	ボリビア	85.0	1.3	2,473.2	3.0
	ドミニカ共和国	3.3	0.0	1,419.0	1.7
	エクアドル	65.0	1.0	3,277.0	4.0
	エルサルバドル	41.9	0.6	2,192.2	2.7
	グアテマラ	146.9	2.2	1,609.5	2.0
	ハイチ	62.0	0.9	568.1	0.7
	ホンジュラス	82.5	1.2	618.3	0.8
	ニカラガ	22.5	0.3	1,762.2	2.2
	パナマ	68.2	1.0	1,202.0	1.5
	174.3	2.6	1,389.7	1.7	
地域間プロジェクト		37.0	0.5	2,088.0	2.6
総 計		6,765.7	100.0	81,098.6	100.0

(注) 1) キャンセル分および為替変動分調整済み。

(出所) IDB, Annual Report, 1996.

第16表 IDBの部門別融資承諾額<sup>1)</sup>

(単位:100万ドル, %)

	1996年度		設立以来(1961~96年度)の融資承諾累計	
	金額	構成比	金額	構成比
生産部門				
農業・漁業	580	8.3	12,569	15.4
鉱工業・観光業	—	—	7,897	9.7
科学・技術	—	—	1,325	1.6
経済インフラストラクチャー				
エネルギー	305	4.5	14,736	18.2
運輸・通信	657	9.7	10,671	13.2
社会インフラストラクチャー				
保健・衛生	1,124	16.6	8,950	11.0
都市開発	580	8.6	4,667	5.8
教育	243	3.6	2,942	3.6
社会投資	650	9.6	2,698	3.3
環境	107	1.6	1,174	1.4
零細企業	—	—	212	0.3
その他の				
公共部門改革	2,433	36.0	9,618	1.9
輸出金融	25	0.4	1,498	1.8
その他の	62	0.9	2,142	2.6
計	6,766	100.0	81,099	100.0

(注) 1) キャンセル分および為替変動分調整済み。

(出所) IDB, *Annual Report*, 1996.

〔資金源〕 資金源は、①準商業ベースによる貸付のための通常資本財源(OC)、②より緩和された条件による融資のための特別業務基金(FSO)及び③特定国から管理・運営を委託された各種信託基金に分けられる。我が国は88年4月に資金環流の一環として、日本特別基金を創設、無償技術援助資金として活用されている。

〔貸付業務〕 (1) 通常資本による貸付——加盟国政府、政府機関の行う各種開発プロジェクト及びセクター改革を対象とする。

(2) 中間条件融資制度(IFF)——特別業務基金の財源不足に伴うソフトローン供与の減少を補完するため、83年に導入された制度。四つに分類される貸付対象国のうちCグループ国(市場狭小国)及びDグループ国(後開発途上国)における適格プロジェクトを対象に、通常資本からの借入利子の一部を補填することにより、借入国の金利負担を軽減する。

(3) 特別業務基金による貸付——通常資本による貸付条件の受入れが困難な加盟国のプロジェクトを対象とする。

(4) 信託基金による貸付——融資条件等は資金提供国とIDB間の協定により個別決定される。

#### (5) アフリカ開発銀行 (African Development Bank : AfDB)

〔沿革・目的〕 アフリカ開発銀行(AfDB)は、1961年の国連アフリカ経済委員会での設立草案を受け、域内加盟国の経済・社会的発展を促進することを目的として64年9月に設立され、現在では、加盟国に対する貸付、保証及び技術援助を主に行っている(96年12月現在77カ国・地域が加盟)。

また、AfDBグループとして、ソフトローンの供与によりAfDBの融資機能を補完することを目的としたアフリカ開発基金(AfDF)が73年6月に設立された(96年12月現在24カ国・地域及びアフリカ開発銀行が加盟)。

〔組織〕 AfDBの組織は、最高機関としての総務会(各加盟国任命の総務及び総務代理各1名で構成)、運営管理にあたる理事会(域内国12名、域外国6名の計18名の理事で構成)、総裁及び事務局からなる。

AfDFの組織は、AfDBとは独立した機関であり、最高機関としての総務会(AfDB総務会メンバーを含む各加盟国任命の総務、総務代理各1名で構成)、運営管理にあたる理事会(AfDB理事6名、他の参加国から理事6名の計12名の理事で構成)が置かれ、総裁及び事務局はAfDBの総裁、事務局が兼任している。

〔資金源〕 資金源は、AfDB通常資本、AfDFの他に、AfDB内の特別基金としてナイジェリア政府の拠出により76年に設立されたナイジェリア信託基金(NTF)がある。

第17表 AfDB・AfDFの国別融資承諾実績 (1996年度)

(単位: 100万UA, かつこ内は構成比%)

	AfDB	AfDF		AfDB	AfDF
中部 アフリカ	—	—	南部 アフリカ	—	—
アンゴラ	(—)	—	ボツワナ	(—)	—
ブルンジ	—	—	レソト	—	—
中央アフリカ	—	—	マラウイ	—	5.0
チャド	—	—	モザンビーク	—	24.4
コンゴ	—	—	ナミビア	—	—
赤道ギニア	—	—	スタランドン	—	—
ガボン	—	—	ザンザール	—	—
ザンビア	—	—	ジンバブエ	—	15.0
サントメ・プリンシペ	—	2.6	多国籍	—	13.0
ザンビア	—	—	西部 アフリカ	9.6	—
東部 アフリカ	6.0	—		(2.7)	—
コモロ	(1.7)	—	ベナン	—	12.0
ブルキナ・ファソ	—	—	ブルキナ・ファソ	—	—
コート・ド'イボア	—	—	カーボ・ヴェルデ	—	—
エリトリア	—	14.0	象牙海岸共和国	—	29.0
エトピア	—	19.5	ガナ	—	4.0
ケニア	2.0	14.0	ガーナ	7.5	—
マダガスカル	—	—	ギニア	—	—
モーリシャス	—	—	ギニア・ビサウ	—	—
セシール	—	—	リベリア	—	—
ソマリア	—	—	マリ	—	—
ウガンダ	4.0	18.0	マニラ	—	—
多国籍	—	—	ナイジェリア	—	—
北部 アフリカ	337.8	—	セネガル	2.1	—
	(95.6)	—	シエラ・レオネ	—	12.0
アルジェリア	250.0	—	エトピア	—	—
エリトリア	—	—	多国籍	—	—
モリタニア	—	16.7	多地域	(—)	—
モロッコ	60.4	—			
スーダン	—	—			
エチオピア	27.4	—			
多国籍	—	—			
			合計	353.4	199.1
				(100)	

(注) 多国間向け融資承諾とは、複数国にまたがるプロジェクト向けの融資又は国際的な機関(東アフリカ開発銀行やアフリカ航空など)向けのクレジット・ライン等を指す。

(出所) AfDB, Annual Report, 1996.

〔貸付業務〕 加盟国の経済・社会開発のための特定プロジェクト及び構  
造調整融資等を対象とし、多国間プロジェクトが優先される。

第18表 AfDBの部門別融資承諾実績

(単位：件，100万UA，%)

	1996年			1996年末累計 <sup>2)</sup>		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
農 業 <sup>1)</sup>	2	27.35	7.8	145	2,967.82	19.7
運 輸	1	60.41	17.1	147	2,314.91	15.4
公 共 事 業	—	—	—	183	3,613.84	24.0
工 業 <sup>1)</sup>	5	112.16	31.7	188	3,488.17	23.2
教育・保健	1	2.09	0.6	41	790.02	5.3
マルチセクター	2	151.39	42.8	21	1,862.53	12.4
合 計	11	353.40	100.0	725	15,037.29	100.0

(注) 1) クレジット・ラインを含む。

2) キャンセル分を含む。

(出所) AfDB, *Annual Report*, 1996.

第19表 AfDFの部門別融資承諾実績

(単位：件，100万UA，%)

	1996年			1996年末累計 <sup>2)</sup>		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
農 業 <sup>1)</sup>	5	45.10	22.6	382	2,636.30	32.6
運 輸	4	43.93	22.1	217	1,566.14	19.4
公 共 事 業	5	75.60	38.0	217	1,311.24	16.2
工 業 <sup>1)</sup>	1	5.00	2.5	58	304.93	3.8
教育・保健	3	21.71	10.9	223	1,386.30	17.2
マルチセクター	1	7.80	3.9	86	874.03	10.8
合 計	19	199.14	100.0	1,183	8,078.94	100.0

(注) 1) クレジット・ラインを含む。

2) キャンセル分を含む。

(出所) AfDF, *Annual Report*, 1996.

(6) 欧州復興開発銀行 (European Bank for Reconstruction and Development : EBRD)

〔沿革・目的〕 欧州復興開発銀行 (EBRD) は、1989年12月に開かれた欧州理事会での設立承認を受け、民主化・自由化を進める旧ソ連・東欧諸国の市場経済への移行を支援し、同地域の民間部門の主導的活動を促進することを目的に91年4月に設立された。EBRDは、域内国の民主化のための政治的役割を明記している点で従来の国際開発金融機関と異なる (96年12月現在58カ国・地域及びEC、欧州投資銀行が加盟)。

〔組織〕 組織は、最高決定機関としての総務会 (各加盟国・機関の代表で構成)、運営管理にあたる理事会 (EU諸国11名、EU以外の西欧諸国4名、旧ソ連・東欧諸国4名、その他4名の計23名の理事で構成)、総裁及び事務局からなる。

〔資金源〕 資金源は、加盟国からの出資金、市場からの借入金等の通常資金の他に、技術協力業務の資金源として先進国の寄贈による技術協力基金、特別な目的を持つ出融資に拠出されるための特別基金がある。

〔投融資業務〕 EBRDは準商業ベースでの融資を行っているが、その対象は民間部門中心であり、公的部門に対する融資は40%以下にすることを目標としている。

〔技術支援業務〕 EBRDの技術支援は各種プロジェクトの調査・事前準備から人材育成に至るまで、投融資業務同様、民間部門を中心とした支援を行っている。

第20表 EBRDの国別・部門別投融资承諾実績

(単位: 件, 100万ECU, %)

			1996年			1991~96年累計		
			件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
<b>合 計</b>			<b>119</b>	<b>2,827</b>		<b>450</b>	<b>9,962</b>	
国 別	ア	30	918	32.5	84	2,495	25.0	
	ード	7	133	4.7	47	1,072	10.8	
	リン	8	234	8.3	49	934	9.4	
	ニ	9	252	8.9	30	831	8.3	
	キ	5	94	3.3	19	440	4.4	
	アナ	3	115	4.1	18	411	4.1	
	コ	3	50	1.8	21	372	3.7	
	ア	8	157	5.6	15	339	3.4	
	ン	2	36	1.3	16	326	3.3	
	スタ	4	123	4.4	10	308	3.1	
	アン	3	21	0.7	18	211	2.1	
	ア	2	73	2.6	3	172	1.7	
	ニ	4	40	1.4	12	170	1.7	
	ア	6	61	2.2	13	170	1.7	
	シア	0	0	0.0	6	164	1.6	
	ア	4	25	0.9	15	149	1.5	
	(旧ユー)	2	42	1.5	9	147	1.5	
	ズ	1	3	0.1	8	109	1.1	
	バス	1	2	0.1	6	88	0.9	
	ン	1	11	0.4	4	81	0.8	
ア	0	0	0.0	3	77	0.8		
ア	1	3	0.1	8	61	0.6		
スタ	0	0	0.0	2	53	0.5		
ア	2	14	0.5	4	38	0.4		
ア	1	27	1.0	1	27	0.3		
ン	1	7	0.2	1	7	0.1		
域	11	387	13.7	26	710	7.1		
部 門 別	融	55	906	32.0	183	3,295	33.1	
	輸電	12	486	17.2	57	1,836	18.4	
	・発電	10	447	15.8	37	1,295	13.0	
	製造	21	447	15.8	74	1,284	12.9	
	信源	4	142	5.0	29	863	8.7	
	観光	4	111	3.9	15	561	5.6	
	資産	4	135	4.8	17	259	2.6	
	観産	3	23	0.8	19	229	2.3	
	業ス	6	130	4.6	15	185	1.9	
	ベン	0	0	0.0	4	152	1.5	
	チャ	0	0	0.0	1	4	0.0	

(出所) EBRD, Annual Report, 1996.

第21表 主要国際開発金融

(特に明示のあ

機 関	(基金等)	設立年月	本 部	加盟国・地域数
国際復興開発銀行 (IBRD)		1945.12	ワシントンD.C. (アメリカ)	180
国際開発協会 (IDA)		1960.9	ワシントンD.C. (アメリカ)	159
国際金融公社 (IFC)		1956.7	ワシントンD.C. (アメリカ)	172
アジア開発銀行 (ADB)	通常資本財源 (OCR)	1966.8	マニラ (フィリピン)	56
	アジア開発基金 (ADF)	1974.6	マニラ (フィリピン)	
米州開発銀行 (IDB)	通常資本 (OC)	1959.12	ワシントンD.C. (アメリカ)	46
	特別業務基金 (FSO)	1959.12	ワシントンD.C. (アメリカ)	
アフリカ開発 銀行グループ	アフリカ開発銀 行(AfDB)	1964.9	アビジャン (象牙海岸共和国)	77
	アフリカ開発基 金(AfDF)	1973.6	アビジャン (象牙海岸共和国)	
欧州開発銀行 (EBRD)		1991.4	ロンドン (イギリス)	58+EC +欧州投資銀行

(注) 会計年度は、IBRD、IDA、IFCが7～6月、その他は1～12月。  
 資本金の単位は、AfDB、AfDFは億UA、EBRDは億ECU。1UA=1SDR=  
 (出所) 各機関の年次報告ほか。



## 機関概要及び貸付条件一覧

る場合を除き、IBRD、IDA、IFCは1997年6月末現在、その他は96年12月末現在)

日本加盟	資本金(億ドル)	日本出資比率	償還期間 (据置期間)	貸付金利水準
1952.8	1,824.3 (応募資本)	6.2% (2位)	15~20年 (3~5年)	準商業ベース
原加盟	905.9 (出資・拠出金)	22.9% (2位)	35~40年 (10年)	0%
原加盟	23.6 (応募資本)	6.3% (2位)	3~13年 (8年以内)	商業ベース
原加盟	493.7 (応募資本)	16.1% (1位)	10~30年 (2~7年)	準商業ベース
原加盟	194.0 (拠出金等)	51.4% (1位)	35~40年 (10年)	0%
1976.7	809.0 (応募資本)	3.5% (7位)	15~25年 (4~5年)	準商業ベース
1976.7	96.8 (拠出金)	6.0% (2位)	25~40年 (5~10年)	1~4%
1983.2	158.8 (応募資本)	4.6% (5位)	20年以内 (5年以内)	準商業ベース
原加盟	87.5 (出資金)	14.8% (1位)	50年 (10年)	0%
原加盟	98.8 (応募資本)	8.6% (2位)	15年以内	商業ベース

1.437960米ドル、1ECU=1.24米ドル。

## 2. 我が国の経済協力機関

### (1) 海外経済協力基金 (OECF)

【沿革・目的】 海外経済協力基金（以下「基金」という）は、東南アジア地域その他の開発途上にある海外の地域の産業の開発又は経済の安定に寄与するため、その開発又は安定に必要な資金で日本輸出入銀行からの貸付その他の信用の供与及び一般の金融機関からの供給を受けることが困難なものについてその円滑な供給を図る等のために必要な業務を行い、もって海外経済協力を促進することを目的として、1961年に海外経済協力基金法に基づいて設立された。

【業務内容】 基金の投融資業務は、(1)開発途上国の政府・政府機関等に対し、産業の開発又は経済の安定に必要な資金を直接融資する業務（直接借款）、(2)本邦企業又は外国企業が開発途上国で実施する開発事業に必要な資金を、これら企業等に対し融資又は出資する業務（一般案件）に大別される。

75年7月1日から輸銀との業務分野の区別が明確にされ、直接借款はグラント・エレメントが25%以上の貸付業務はすべて基金が担当し、それ以外の貸付業務は輸銀が担当することとなった。すなわち、基金はDACの認める政府開発援助（ODA）に含まれる政府直接借款をすべて実施する。また、一般案件の融資については、原則として輸銀担当であるが、農林水産業、鉱業（探鉱に限る）等の開発事業、準備調査及び試験的の事業に対する貸付業務であって輸銀の貸付が困難なものは基金が担当する。

【95年度の活動状況】 (1) 95年における基金の実施したODAの実績（暦年ベース）は44億6400万ドルであり、これは我が国全体のODA（144億8900万ドル）の30.8%、DAC加盟諸国の実施した全ODAの7.5%を占める。

(2) 投融資総額は、承諾ベースで1兆1127億円、このうち直接借款は1兆0933億円で、総額の98%を占めている。又、実行ベースでは総額6685億円で、前年比6.1%の増であった。

(3) 地域的配分実績（直接借款、承諾ベース）をみると、アジア（80.7%）、中南米（7.7%）、アフリカ（5.5%）、中近東（4.9%）、オセアニア・東欧・その他（1.3%）を供与した。また今年度はウズベキスタン、カザフスタンへの新規借款供与等により被供与国の一層の多様化がみられ、供与実績は全体で82カ

第22表 海外経済協力基金の部門別承諾状況

(単位：件、100万円、%)

部 門	形 態	1995年度			累計(1961~95年度)		
		件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
電力・ガス	円借 款	25	278,426	25.5	424	3,281,873	22.6
	海外投融資	-	-	-	19	19,036	3.8
	小 計	25	278,426	25.0	443	3,300,909	22.0
運 輸	円借 款	37	317,935	29.1	549	3,655,906	25.2
	海外投融資	1	175	0.9	30	22,830	4.5
	小 計	38	318,110	28.6	579	3,678,736	24.5
通 信	円借 款	3	23,227	2.1	172	816,854	5.6
	海外投融資	-	-	-	11	7,332	1.5
	小 計	3	23,227	2.1	183	824,186	5.5
灌 溉・治 水・干拓	円借 款	12	131,083	12.0	160	721,741	5.0
	海外投融資	-	-	-	4	2,399	0.5
	小 計	12	131,083	11.9	164	724,140	4.8
農林水産業	円借 款	7	35,325	3.2	77	397,951	2.7
	海外投融資	2	5,850	30.0	255	133,087	26.4
	小 計	9	41,175	3.7	332	531,038	3.5
鉱 工 業	円借 款	2	8,036	0.7	157	1,001,641	6.9
	海外投融資	-	-	-	401	238,261	47.3
	小 計	2	8,036	0.7	558	1,239,902	8.2
社 会 的 サ ー ビ ス	円借 款	21	190,127	17.4	207	1,283,456	8.8
	海外投融資	3	10,730	55.1	28	37,203	7.4
	小 計	24	200,857	18.1	235	1,320,659	8.8
開 発 金 融	円借 款	7	65,963	6.0	61	616,233	4.2
	海外投融資	-	-	-	7	10,025	2.0
	小 計	7	65,963	5.9	68	626,258	4.2
商 品 借 款 等	円借 款	6	43,151	4.0	215	2,701,839	18.6
	海外投融資	-	-	-	-	-	-
	小 計	6	43,151	3.9	215	2,701,839	18.0
そ の 他	円借 款	-	-	-	10	56,181	0.4
	海外投融資	2	2,702	13.9	33	33,401	6.6
	小 計	2	2,702	0.2	43	89,582	0.6
合 計	円借 款	120	1,093,273	100.0	2,032	14,533,674	100.0
	海外投融資	8	19,457	100.0	788	503,576	100.0
	小 計	128	1,112,730	100.0	2,820	15,037,250	100.0

(注) 債務救済を含まない。

(出所) 海外経済協力基金『海外経済協力基金年次報告書1996』

第23表 海外経済協力基金の地域別承諾状況

(単位：件、100万円、%)

地 域	形 態	1995年度			累計 (1961～95年度)		
		件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
ア ジ ア	円借 款	99	881,837	80.7	1,694	11,729,946	80.7
	海外投融資	5	15,405	79.2	399	230,311	45.7
	小 計	104	897,242	80.6	2,093	11,960,257	79.5
中 近 東	円借 款	2	53,722	4.9	42	696,149	4.8
	海外投融資	-	-	-	51	41,913	8.3
	小 計	2	53,722	4.8	93	738,062	4.9
ア フ リ カ	円借 款	10	60,030	5.5	183	1,116,405	7.7
	海外投融資	-	-	-	104	36,732	7.3
	小 計	10	60,030	5.4	287	1,153,137	7.7
中 南 米	円借 款	5	83,658	7.7	93	891,318	6.1
	海外投融資	1	1,350	6.9	176	139,387	27.7
	小 計	6	85,008	7.6	269	1,030,705	6.9
オセアニア	円借 款	1	4,309	0.4	13	56,835	0.4
	海外投融資	-	-	-	20	11,107	2.2
	小 計	1	4,309	0.4	33	67,942	0.5
東欧・その他	円借 款	3	9,717	0.9	7	43,021	0.3
	海外投融資	2	2,702	13.9	38	44,125	8.8
	小 計	5	12,419	1.1	45	87,145	0.6
合 計	円借 款	120	1,093,273	100.0	2,032	14,533,674	100.0
	海外投融資	8	19,457	100.0	788	503,576	100.0
	小 計	128	1,112,730	100.0	2,820	15,037,250	100.0

(注) 債務救済を含まない。

(出所) 海外経済協力基金『海外経済協力基金年次報告書1996』

国に達した。

(4) 部門別実績（直接借款，承諾ベース）では，運輸（29.1%），電力・ガス（25.5%），灌漑・治水等（12.0%），通信（2.1%）等の経済インフラが全体の68.7%と従来と同様に大きな割合を占めている。

(5) 61年3月の創設以来，95年度末までの投融資承諾総額は15兆0373億円に及んでいる。なお，注記のない上記金額は年度ベースで，債務救済を除いたものである。

## (2) 国際協力事業団（JICA）

〔沿革・目的〕 国際協力事業団（以下「事業団」という）は，発展途上地域等の経済及び社会の発展に寄与し，国際協力の促進に資することを目的として，1974年8月1日に国際協力事業団法に基づいて設立された。

本事業団は，海外技術協力事業団及び海外移住事業団の双方を統合するとともに，通商産業省所管の（財）海外貿易開発協会の一部及び農林水産省所管の（財）海外農業開発財団のすべての業務を承継することにより設立されたものである。

〔事業内容〕 事業団の事業内容は第24表のとおりであるが，これを大別すると次の七つから構成されている。

すなわち，第1に発展途上地域に対するいわゆる政府ベースの技術協力の業務を行うこと，第2に青年の海外協力活動の促進に必要な業務（青年海外協力隊事業）を行うこと，第3に発展途上地域等の社会の開発並びに農林水産業及び鉱工業の開発に付随して必要となる関連施設の整備に必要な資金，開発事業に先行して行う試験的の事業に必要な資金の供給，技術の提供等の業務を行うこと，第4に無償資金協力を効果的に実施するための調査及び技術協力と密接な関連を有する無償資金協力の実施の促進に必要な業務を行うこと，第5に技術協力のための人材の養成及び確保を行うこと，第6に中南米地域への移住の円滑な実施に必要な業務を行うこと，第7に発展途上地域における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行うことである。

事業団は，これらの相互に関連の深い業務を一体的に実施することにより，対外的にも国内的にも，政府の国際協力の総合的，効果的運営を一層推進することとしている。

第24表 国際協力事業団の事業内容

事業名	事業内容
(1) 研修生受入れ事業	相手国政府又は国際機関等からの要請に基づき、事業団が受け入れ、政府機関、民間会社等の協力を得て実施している。研修の内容は、日本語教育を含めたオリエンテーション、各分野の技術研修、工場見学等である。
(2) 青年招聘事業	日本とアジア・太平洋諸国間の友好親善関係の基礎を築くため、これら諸国から将来の国造りを担う青年を我が国に招聘し、日本青年との交流事業を行う。
(3) 専門家派遣事業	相手国政府又は国際機関等からの要請に基づき、各部門における専門技術者を派遣して技術指導を行う。
(4) 開発調査事業	相手国政府の要請に基づき、主として建設、運輸及び農業等の部門に關し、調査団を派遣し、開発計画の立案等を行う。
(5) 技術協力センター事業	技術者、特に中級技術者を訓練養成するために現地に技術協力センターを設置し、必要機材を供与するとともに、専門家を派遣して技術指導、研究開発、技術の普及等を行う。
(6) 機材供与事業	試験研究、技術指導又は普及に必要な機材を供与する。
(7) 保健医療協力事業	医療調査団の派遣、医師の長期派遣、病院の建設、医療機材の供与、研修生の受入れ等を行う。
(8) 人口・家族計画協力事業	家族計画の普及に寄与するため調査団及び専門家を派遣するとともに機材を供与する。
(9) 農林水産業協力事業	調査団、専門家の派遣、研修生の受入れ、巡回指導、モデル農場の設立運営等を有機的に結び付けた農業協力をを行う。
(10) 産業開発協力事業	発展途上国の地場産業の振興及び育成のため、調査団、専門家の派遣、研修生の受入れ及び機材の供与等を有機的に結び付けた協力をを行う。
(11) 青年海外協力隊事業	発展途上国に対する奉仕的精神を持った我が国青年有志を派遣することによる技術協力をを行う。
(12) 専門家養成確保事業	発展途上国において産業開発、社会開発等を推進していくために技術能力、言語能力、指導能力等多方面にわたる優れた人材を研修等の手段により育成する一方、一般からの派遣登録等を行う。
(13) 開発協力事業	開発投融資事業に必要な調査及び技術指導を行う。
(14) 開発投融資事業	次の二つの事業に必要な資金の貸付、出資及び債務の保証を行う。 ① 関連施設整備事業 ② 試験的事業等
(15) 無償資金協力促進事業	条約その他の国際約束に基づき発展途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力の実施の促進に必要な次の業務を行う。 ① 技術協力又はこれに密接に関連する事業のための施設の整備を目的とする無償資金協力にかかわる契約の締結に関する必要な業務 ② 上記契約の実施状況に関する必要な調査
(16) 受託事業	① 通商産業省からの委託による海外開発計画調査業務 ② 通商産業省からの委託による資源開発協力基礎調査業務
(17) 移住事業	海外移住知識の普及、相談、あっせん、移住者に対する支度費の支給等
(18) 災害援助等協力事業	海外、特に発展途上国における大規模な災害に対し、被災国もしくは国際機関の要請に応じ緊急援助活動を行う。

### (3) 日本輸出入銀行 (JEXIM)

〔沿革・目的〕 日本輸出入銀行（以下「輸銀」という）は、1950年12月に、全額政府出資の中・長期輸出金融機関として設立された。その目的は、現在では広く金融上の援助を与えること等により我が国と外国との貿易を主とする経済の交流を促進するため、一般の金融機関が行う輸出入及び海外投資に関する金融等を補完し又は奨励することにある。

〔業務内容〕 大別すれば、次のとおりである。

#### (1) 国内貸付

- ① 輸出金融：国内業者に対する、設備等の輸出に必要な資金の貸付。
- ② 技術提供金融：国内業者に対する、技術の提供に必要な資金の貸付。
- ③ 輸入金融：国内業者に対する、特定重要物質（設備を含む）の輸入に必要な資金の貸付。
- ④ 海外投資金融：国内業者に対する、海外投資に必要な資金の貸付。
- ⑤ 海外事業金融：国内業者に対する、海外において行う直営事業に必要な資金の貸付。

#### (2) 対外直接貸付

- ① タイド・ローン：外国の政府、政府機関もしくは地方公共団体（以下「外国政府等」という）又は外国法人に対する、我が国からの設備等の輸入、技術の受入れに必要な資金の貸付。
- ② 輸入金融：対日輸出を行う外国法人に対する特定重要物資の生産・販売に必要な資金の貸付。
- ③ 外国政府等に対する投資金融：外国政府もしくは外国の銀行等に対する、本邦業者との合弁事業に出資するために必要な資金の貸付。
- ④ アンタイト・ローン：外国政府等、又は外国の銀行その他の金融機関もしくは民営化法人等の外国法人に対する、本邦外において行う事業もしくは当該外国への物資（設備を含む）の輸入、技術の受入れに必要な資金の貸付。
- ⑤ ブリッジ・ローン：外国政府、政府機関又は外国の銀行に対する、対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金の貸付。
- ⑥ リファイナンス：外国政府、政府機関又は外国の銀行に対する、対日債務の決済に必要な資金の貸付。

## (3) 出融資状況

96年度中の出融資承諾実績は、296件、1兆4286億円であった。この承諾額は、前年度に対して13%の減少となった。

この96年度出融資承諾額実績の金融目的別の内訳をみると、輸出金融70件、

第25表 日本輸出入銀行の融資状況

(単位：億円)

	1994年度	1995年度	1996年度
融 資 承 諾 額	17,279	16,365	14,286
貸 付 額	10,832	12,962	11,989
貸 付 残 高	87,533	90,062	91,828
債 務 保 証 残 高	958	1,137	1,494
資 本 金	9,855	9,855	9,855

第26表 日本輸出入銀行の地域別出融資承諾状況

(単位：件、億円、%)

	1996年度			1995年度			伸び率
	件 数	金 額	構成比	件 数	金 額	構成比	
ア ジ ア	138	6,913	48	138	8,118	50	△15
(東アジア)	(34)	(2,442)	(17)	(44)	(4,518)	(28)	(△46)
(東南アジア)	(104)	(4,471)	(31)	(94)	(3,600)	(22)	(24)
大 洋 州	26	241	2	34	502	3	△52
ヨ ー ロ ッ パ	21	660	5	40	2,276	14	△71
(西ヨーロッパ)	(13)	(390)	(3)	(23)	(1,108)	(7)	(△65)
(旧ソ連・中東欧)	(8)	(269)	(2)	(17)	(1,168)	(7)	(△77)
中 東	15	1,710	12	10	1,940	12	△12
ア フ リ カ	6	62	0	24	757	5	△92
北 米	43	1,984	14	35	1,049	6	89
中 南 米	45	2,471	17	29	1,723	11	43
国 際 機 関 等	2	246	2	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—
合 計	296	14,286	100	310	16,365	100	△13



3400億円(対前年度比86%増)、輸入金融29件、656億円(同48%減)、投資金融179件、6967億円(同15%増)、アンタイドローン等18件、3263億円(同55%減)、出資0件となっている。

この結果、上記各金融の承諾額合計に占める比率は、輸出金融24%(前年度11%)、輸入金融5%(同8%)、投資金融49%(同37%)、アンタイドローン等23%(同44%)となった。

96年度出融資承諾額実績の地域別内訳は、アジアが138件、6913億円と前年度に対し15%減少したものの全体の約半分を占め、次いで中南米の45件、2471億円(構成比17%)、北米の43件、1984億円(同14%)、中東の15件、1710億円(同12%)等となっている。

96年度中の貸付額は1兆1989億円(対前年度比8%減)、回収額は1兆2771億円(対前年度比27%増)となり、96年度末貸付残高は、9兆1816億円となった。

#### (4) アジア経済研究所 (IDE)

【沿革・目的】 アジア経済研究所は、1958年12月に財団法人として設立されたが、その後60年7月に特殊法人に改組され現在に至っている。アジア経済研究所は、(1)発展途上国・地域の経済・社会開発、発展に関わる諸問題について基礎的、総合的な研究を行い、その成果を社会に普及すること、(2)発展途上国・地域の資料、文献、情報を収集、整備、加工し社会に広く提供することを主活動とし、これらの活動を通じて発展途上国・地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与すること、さらには発展途上国・地域の発展、繁栄に資するということを目的としている。研究対象として発展途上国・地域に特化しているという点においては、世界最大の社会科学系の研究機関である。なお、98年7月には、日本貿易振興会(JETRO)と統合する。

【業務内容】 アジア経済研究所の事業活動は次の4分野に大別される。

(1) 調査研究活動：発展途上国・地域を対象とする現地主義、実証主義に基づく基礎的、総合的調査研究及びその成果の普及。

(2) 内外との研究交流：共同研究、国内・海外客員研究員の招聘、研究職員  
の海外派遣、国際会議の開催等を通じての研究交流。これら研究交流のうち共同研究、海外客員研究員などの受け入れ、専門家・調査団派遣、研究協力は政府開発援助の中の技術協力に計上され、わが国の経済協力に寄与している。

(3) 資料情報活動：発展途上国・地域に関する各種資料，統計等の収集，加工，分析及び社会への提供。

(4) 開発研修：発展途上国・地域の経済社会開発に参画する高度の学識，能力を有する人材の育成を目的とする開発スクール（IDE Advanced School）の運営。

### 【96年度の活動状況】

#### (1) 調査研究活動

アジア，中東，アフリカ，東欧，ラテンアメリカ，オセアニア及びAPECをはじめとする広域経済圏を研究対象とし，経済，政治，社会を中心に文化，宗教，環境，歴史などの周辺分野も包含する学際的研究に積極的に取り組んでいる。調査研究はその対象，手法から国・地域に視点をあわせた「地域研究」，理論や特定分野に重きをおいた「開発研究」，援助のあり方・評価や理論的背景に焦点をあわせた「経済協力研究」に大別される。さらに，短期的，機動的に実施する「流動研究」も実施している。

平成8年度の主要調査研究テーマは以下のとおり。

「地域研究」 ・アジアの諸国の動向分析

- ・移行経済地域（中国，ヴェトナム，中央アジア，東欧など）における市場経済化の課題
- ・アジア諸国の農業開発問題
- ・発展途上地域（アジア，アフリカ，ラテンアメリカなど）の民主化，市民社会の形成状況などの政治問題

「開発研究」 ・貧困の経済分析

- ・開発経済学の展望
- ・金融危機と金融規制
- ・2001年アジア工業圏予測
- ・中東・中米・アフリカ各地域の総合研究

「経済協力研究」 ・APECにおける経済技術協力に関する研究

- ・援助の効果的実施と評価
- ・国別通商政策研究

「流動研究」 ・調整期を迎えたアジア経済

- ・北朝鮮の今後
- ・政権交代近づくインドネシア

#### (2) 成果普及活動

上記の調査研究の成果は、単行書、定期刊行物、報告書、ワーキングペーパーなどの出版物の発行、各種講演会、開発スクールでの講義など多様な形態で内外への普及に努めている。

### (3) 資料情報活動

発展途上国・地域に関する日本最大級の資料情報センターとして各種資料、統計を収集し、公開（閲覧、複写、検索サービス）している。さらに利用価値を高めるため、収集した資料情報を分析、加工し、書誌、二次統計を作成し提供している。96年度末現在の蔵書状況は、図書340,348冊、統計書113,078冊、新聞239種、雑誌2,718種、地図52,034枚、マイクロ・フィルム69,277点。

### (4) 研究交流

研究水準の維持向上、研究ネットワークの構築・拡充に資するため、海外・国内客員研究員の招聘、研究職員の海外派遣、国際シンポジウムの開催、現地での共同研究会の運営、海外での講演会の開催、海外研究機関との共同研究の実施など様々な形で研究交流を実施している。

### (5) 経済開発研修（アジア経済研究所開発スクール）

理論と実務能力を兼ね備えた開発専門家の育成を目指して、90年、アジア経済研究所開発スクール（IDEAS）を開校した。日本人研修生課程（IDEASでの研修1年、成績優秀者については海外の大学院へ1年派遣）と外国人研修生課程（発展途上国の開発行政官を対象とする6カ月研修）の2課程を持つ。

**第27表 アジア経済研究所の対発展途上国研究協力等実績（1996年）**  
(単位：10万円)

海外客員研究員受け入れ	1,526
専門家・調査団派遣	6,349
研究協力	1,234
その他	39,016
<b>合計</b>	<b>48,125</b>

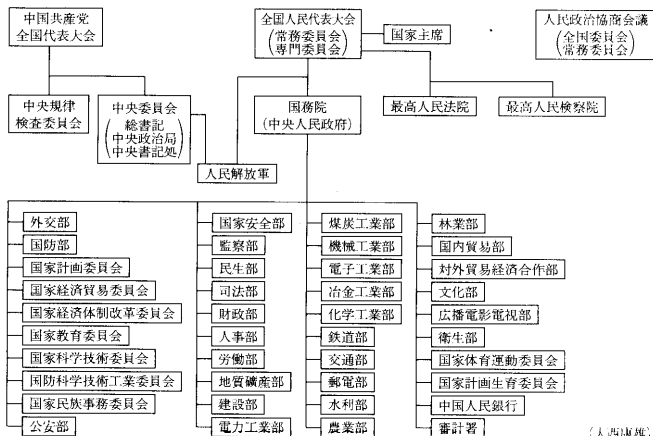
(注) 日本の経済協力関係統計では、すべて政府開発援助のなかの技術協力として計上されている。

**第28表 発展途上国向け研究協力等の国別実績（1996年）**  
(単位：1万円)

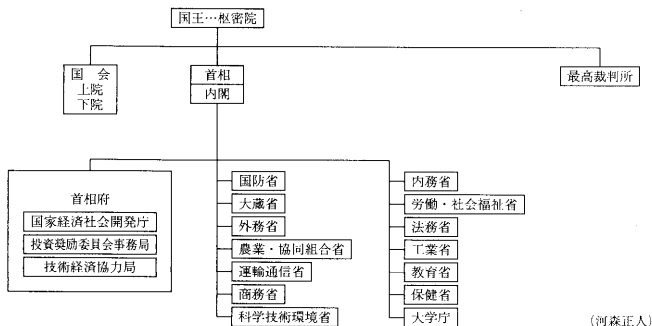
タイ	1,134
中国	609
インドネシア	503
フィリピン	472
韓国	395
香港	390
シンガポール	368
ブラジル	241
その他	4,997
<b>合計</b>	<b>9,109</b>

〔 3 〕 主要発展途上国の行政機構図 (1994年12月末現在)

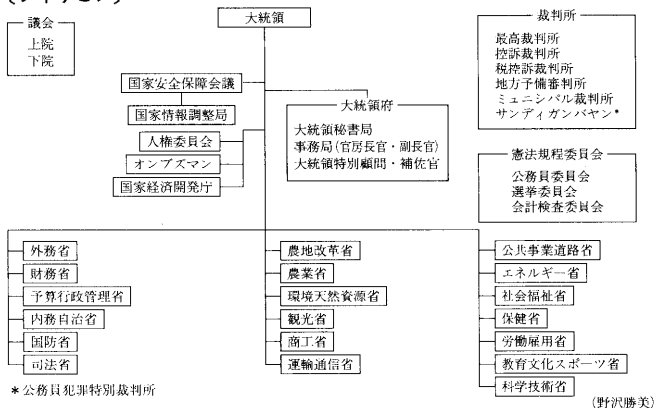
〔 中 国 〕



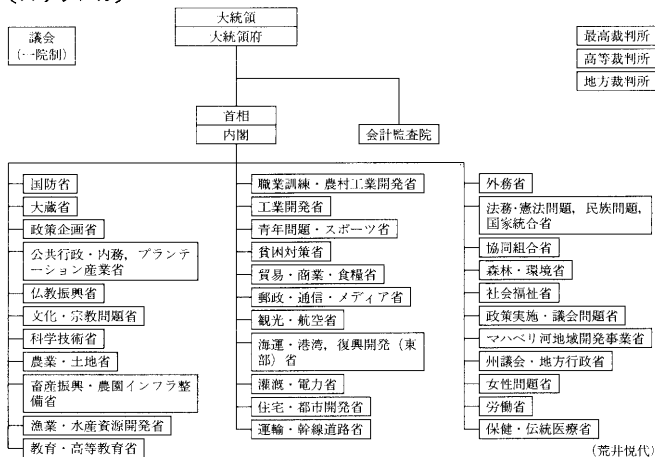
〔 タ イ 〕



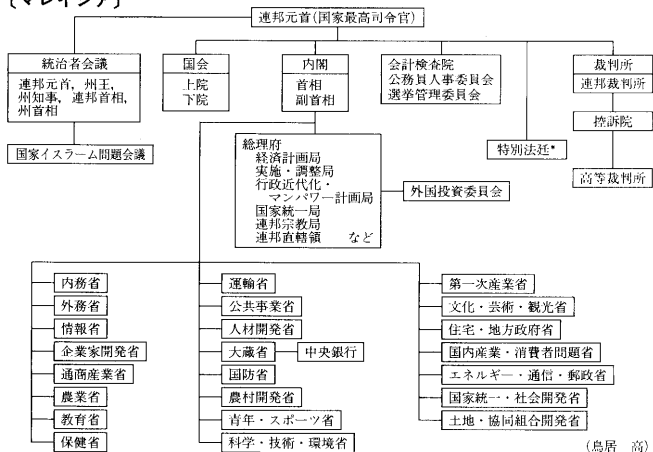
〔フィリピン〕



〔スリランカ〕

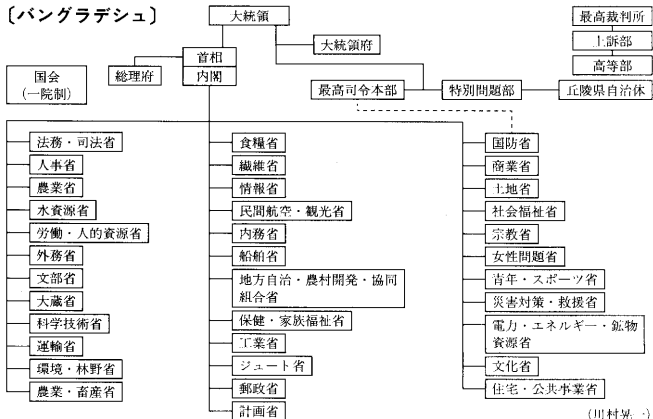


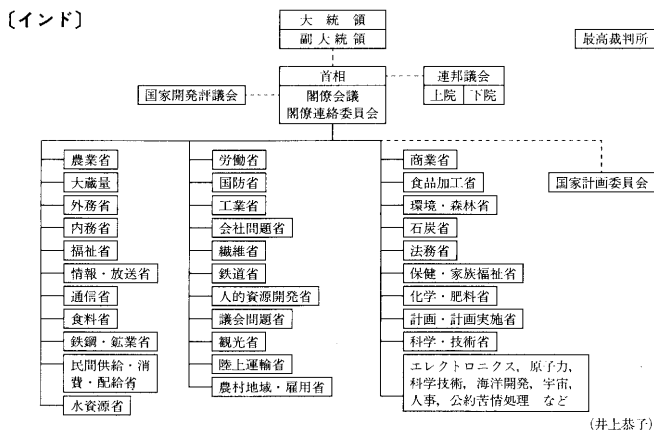
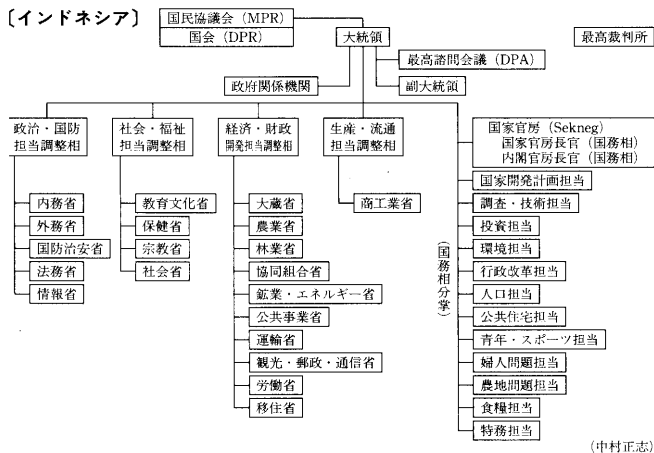
## 〔マレーシア〕



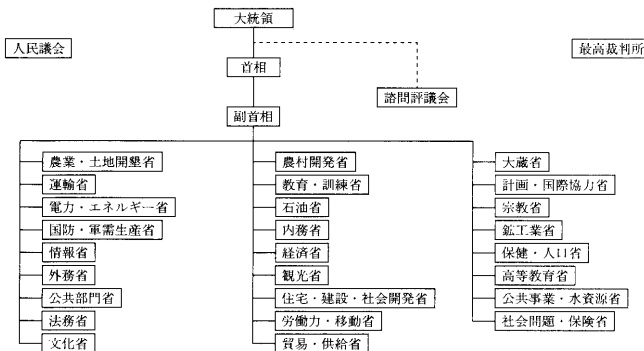
\* 王族に関わる訟訴を取り扱う

## 〔バングラデシュ〕



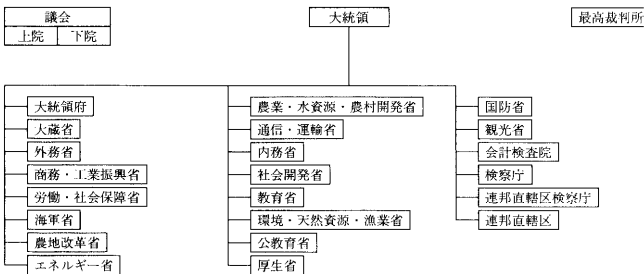


## 〔エジプト〕



(泉沢久美子)

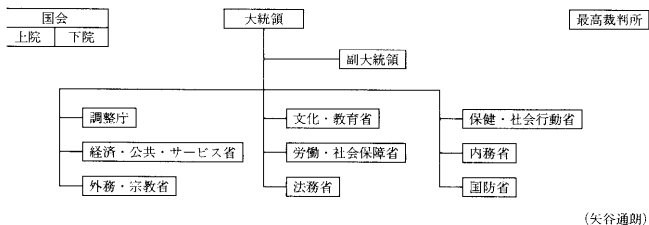
## 〔メキシコ〕



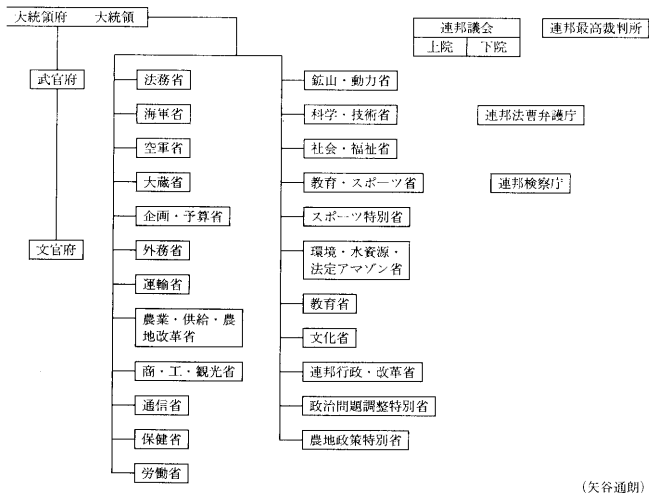
(矢谷通朗)



## 〔アルゼンチン〕



## 〔ブラジル〕



## [ 4 ] 累積債務救済措置

### 1. 民間債務の債務救済措置

	概 要
ブレイディ提案 (1989年3月)	<p>債務削減と金利軽減の必要性、IMF・世銀等国際機関の関与を重視。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間銀行が累積債務国向け債務の圧縮と金利減免に応じる。</li> <li>・債務国への新規融資も継続する。</li> <li>・IMF・世銀は、債務債券化の際の元本を保証し、債務買戻しのための資金を債務国に融資する。</li> <li>・先進国政府は、民間銀行への監督規制を緩和し、会計規則や税制を整備する。</li> <li>・債務国は、IMF・世銀の経済調整プログラムに沿って、逃避資本の還流や国内貯蓄を促進する。債務の株式化も奨励する。</li> </ul>

### 2. 公的債務の債務救済措置

	概 要
通常のスキーム	<p>カットオフデット以前の債務について、繰延べ対象期間(1年程度)中に支払い期日の到来する元本・利子を、5年据置を含む10年間の返済で繰延べ。</p>
低所得国スキーム (1990年7月)	<p>対象期間中に支払い期日の到来する元本・利子を、8年据置を含む15年で返済。ただし、ODA債権は20年(据置10年)で返済する。適格国は1995年の1人当たりの所得が1,465ドル以下で、かつ公的債権者への債務残高が民間債権者への債務残高の1.5倍以上であることといった一定の条件を満たすこと。</p>
新トロント・スキーム (1991年12月)	<p>対象国として、DSRが高いこと、IDAのみ融資国であること、IMF・世銀の協力のもとに構造調整を実施していること、債務問題の解決に努力していることといった基準を満たす国についてケースバイケースに適用し、債務の実質3分の1の削減を行うもの。</p> <p>債務国は以下のメニューにより選択する。</p>

- ①元本削減オプション  
債務対象を50%削減し、残り50%は23年(据置6年)で繰延べ。
- ②金利削減オプション  
金利削減による現在価値ベースで50%の債務救済。23年(据置なし)で繰延べ。
- ③金利元加オプション  
23年(据置5年)で繰延べ。50%削減になるよう金利を引き下げるとともに、据置期間中、繰延べ金利の50%を元本に加える。
- ④長期化オプション  
市場金利での25年(据置14年)繰延べ。  
ただし、ODA債権は30年(据置12年)返済で、譲許的金利を適用。

**ナポリ・スキーム**  
(1994年12月)

これまで、厳しい債務負担を抱える最貧国については、トロント・スキームや、新トロント・スキームといった譲許的なりスケジュール(債務負担の3分の1、2分の1削減)を行っていたが、1994年12月にその拡充的な措置としてのナポリ・スキームに合意した。

対象国としては、IDAのみ融資国であるといったような、これまでの新トロント・スキームに適格であるような国のうち、特に債務負担の厳しいと判断される等の国について債務負担の3分の2の削減を行う(それ以外の国は2分の1削減)。

債務国は以下のメニューより選択する。

- ①元本削減オプション  
対象債務の67%削減し、残り33%は23年(据置6年)で繰延べ。
- ②金利削減オプション  
金利削減による現在価値ベースで67%の債務救済。33年(据置3年)で繰延べ。
- ③金利元加オプション  
33年(据置8年)で繰延べ。67%削減になるよう金利を引き下げるとともに、据置期間中、繰延べ金利の50%を元本に加える。
- ④長期化オプション  
市場金利での40年(据置20年)繰延べ。  
ただし、ODA債権は40年(据置16年)返済で、譲許的金利を適用。

## 〔 5 〕 貿易保険制度一覽表

保 險 の 種 類		保 險 の 目 的	保 險 約 者	被 保 險 者	申 込 期 間
個 別 保 險		輸出契約（全品目）又は 仲介貿易契約	誰でもよい	輸出者又は 仲介貿易者	契約締結日から1 月以内、かつ、船 積前まで
増 加 費 用 保 険	個 別 保 険	輸出契約（運賃及び保険 料）	"	輸 出 者	輸出契約成立日か ら1月以内
	包 括 保 険				
消費財包括保険（綿糸布）		"（50万円超）（綿糸布）	"	"	輸出契約締結時
"（化繊糸布）		"（50万円超）（化繊糸布）	"	"	
"（毛製品）		"（50万円超）（毛製品）	"	"	
"（繊維製品）		"（50万円超）（繊維製品）	"	"	
"（鉄鋼）		"（鉄鋼）	"	"	
"（亜鉛鉄板）		"（亜鉛鉄板）	"	"	
"（線材製品）		"（線材製品）	"	"	
"（特殊鋼）		"（特殊鋼）	"	"	
"（化学工業品）		"（1万米ド ル以上）（化学工業品）	"	"	
設備財包括保険（鉄道車両）		輸送契約、仲介貿易契約 （1千万円以上の鉄道車両） 及び部品又は同本邦品	"	輸出者等	
"（機械設備等）		"（2千5百万円以上の 機械プラント、電機、 機械等又は同本邦品）	"	"	
"（船舶）		"（5千万円以上の船 舶又は同本邦品）	"	"	
"（電線）		"（1千万円以上の電 線及びその附属設 備又は同本邦品）	"	"	
"（自動車）		"	工業会	"	
短期総合保険		輸出契約、仲介貿易契約	包括特約締結 企業	"	貿易契約締結日の 翌月の末日まで

比例てん補制—保険者が現実生じた損失額に保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た額を支払う  
 実担てん補制—保険者が保険金額を限度として損失額にてん補率をかけた額を支払うというてん補方式。  
 概 算 払—被保険者が保険金の支払時点までに輸出貨物を処分していない場合において当該貨物が設  
 条件 附 支 払—被保険者が保険金の支払時点までに輸出貨物を処分していない場合において当該貨物の合  
 格：非常危険 ②：信用危険

担保危険及び保険事故	保 険 金 額	損 失 額	てん補率	保険金支払方法等
<p>①輸出前 非常危険又は信用危険(支払不能等に限る)による輸出不能</p> <p>②輸出後 非常危険又は信用危険による輸出代金又は仲介貨物代金の回収不能</p>	<p>①輸出前 60～95%の範囲内で自由に定められる</p> <p>②輸出後 ・輸出代金の97.5%以内④, 90%以内⑤ ・仲介貿易代金の90%以内④, 80%⑤</p>	<p>①輸出前 受取不能となった額から貨物の処分額、未支出費用、期待利益等を控除した残額</p> <p>②輸出後 回収不能となった代金の額から未支出金等を控除した残額</p>	<p>①輸出前 非常危険95%信用危険・個別60%(実損てん補制)</p> <p>②輸出後 比例てん補制</p>	<p>条件附支払制及び概算払制がある</p> <p>回 取 義 務</p>
非常危険による航海・航路の変更による増加費用負担	<p>自由に定められる</p> <p>輸出代金の20%④</p>	増加した運送費用及び保険料の額	非常危険95%(実損てん補制)	
<p>①輸出前 非常危険若しくは信用危険(支払不能等に限る)による輸出不能</p> <p>②輸出後 非常危険による輸出代金の回収不能</p>	<p>輸出代金の30%(④, ⑤)</p> <p>輸出代金の30, 60%(④, ⑤)</p> <p>輸出代金の30%(④, ⑤)</p> <p>輸出代金の40%(④, ⑤)</p> <p>輸出代金の30%(④, ⑤)</p>	<p>①輸出前 受取不能となった額から貨物の処分額、未支出費用、期待利益等を控除した残額</p> <p>②輸出後 回収不能となった代金の額から未支出金等を控除した残額</p>	<p>①輸出前 非常危険95%信用危険・包括80%(実損てん補制)</p> <p>②輸出後 比例てん補制</p>	回 取 義 務
<p>①輸出前 非常危険又は信用危険(支払不能等に限る)による輸出不能</p> <p>②輸出後 非常危険又は信用危険による輸出代金又は仲介貨物代金の回収不能</p>	<p>①輸出前 ・輸出代金の80%(④, ⑤) ・自動車70%(④, ⑤)</p> <p>②輸出後 ・輸出代金の97.5%④, 90%⑤ ・仲介貨物代金の90%④, 80%⑤ ・自動車70%(④, ⑤)</p>	<p>①輸出前 受取不能となった額から貨物の処分額、未支出費用、期待利益等を控除した残額</p> <p>②輸出後 回収不能となった代金の額から未支出金等を控除した残額</p>	<p>①輸出前 非常危険95%信用危険・包括80%(実損てん補制)</p> <p>②輸出後 比例てん補制</p>	<p>条件附支払制及び概算払制がある</p> <p>回 取 義 務</p>

というてん補方式。

需等であり、処分に長期間を要すると認められるときに採られる保険金支払方式である。  
理的な評価額の確定が困難であると認められる場合に採られる保険金支払方式である。

保 険 の 種 類			保 険 の 目 的	保 険 契 約 者	被 保 険 者	申 込 期 間
貿 易 一 般 保 險	貨 付 金	個別 保 険	輸出代金又は仲介貿易代金の貸 付契約	誰でもよい	信用供与者	貸付契約締結日から 原則として1月 以内
		包括 保 険	” (1.5億円以上)	銀 行 等 (特約締結者)	銀 行 等	
技 術 提 供 一 般 保 險 等		個 別 保 険	技術提供契約、仲介貿易契約	誰でもよい	技術提供者等	技術提供契約締結 日から1月以内、 かつ、技術提供開 始前
		包 括 保 険	①輸出貨物代金又は仲介貨物代 金…2千5百万円、1億円、 3億円の3段階(貿易一般保 険) ②対価…1億円、5億円、10億 円の3段階(貿易一般保険) ③設備…1千万円、5千万円、 1億円の3段階(海外投資保 険)	包括特約締結 企業		
為 替 変 動 保 險		個 別 保 険	プラント等の外貨建輸出契約又 は外貨建技術提供契約であって 保険の申込日から最終決済日ま でが2年を超え15年以内に満了 するもの(米・ドル、英国・ポ ンド、ドイツ・マルク、フランス ・フラン、スイス・フラン)	誰でもよい	輸出者又は技 術提供者	輸出契約締結後 (技術提供契 約締結後) 1月以内
		包 括 保 険	” (1億円以上の契約)	包括特約締結 企業		

担保危険及び保険事故	保 険 金 額	損 失 額	てん補率	保険金支払方法等
<p>貸付後</p> <p>非常危険又は信用危険による貸付金の回収不能</p>	<p>・貸付金の97.5%以内①、90%以内②</p> <p>・仲介貿易代金貸付金の90%以内①、80%以内②</p> <p>・貸付金の97.5%以内①、90%以内②</p> <p>・仲介貿易代金貸付金の90%以内①、80%以内②</p>	<p>回収不能となった貸付金の額から未支出金等を控除した残額</p>	<p>比例てん補制</p>	<p>回 収 義 務</p>
<p>①輸出前</p> <p>非常危険若しくは信用危険（支払不能等に限る）による輸出不能</p> <p>②輸出後（提出後）</p> <p>非常危険又は信用保険による輸出代金、仲介貨物代金又は技術提供対価（確認費用、支出費用）の回収不能</p> <p>③設備搬入後</p> <p>設備の取用又は戦争危険による海外建設工事活動の継続不能</p>	<p>①輸出前</p> <p>(イ)輸出貨物 60～95%の範囲内で自由に定められる（個別） 保険価額の80%（包括）</p> <p>②輸出後（提出後）</p> <p>(イ)輸出代金 保険価額の97.5%以内①、90%以内② (ロ)仲介貨物代金 保険価額の90%以内①、80%以内② (ハ)対価 保険価額の97.5%以内①、90%以内②</p> <p>③設備搬入後</p> <p>設備 保険価額の95%</p>	<p>①輸出前</p> <p>受取不能となった額から貨物の処分額、未支出費用、期待利益等を控除した残額</p> <p>②輸出後（提出後）</p> <p>回収不能となった額から未支出金等を控除した残額</p> <p>③設備搬入後</p> <p>事故発生前の投資の純財産額又は原投資額のいずれか少ない額から補償金等を控除した残額</p>	<p>①輸出前</p> <p>非常危険95%信用危険 ・個別60% ・包括80% (実損てん補制)</p> <p>②輸出後（提出後）</p> <p>比例てん補制</p> <p>③設備搬入後</p> <p>95% (実損てん補制)</p>	<p>回 収 義 務</p>
<p>各決済日（実回収日の方が円安の場合には実回収日）において為替換算率が輸出契約締結日又は技術提供契約締結日（保険契約申込日の方が円高の場合には保険契約申込日）に比し、3%以上円高になること</p>		<p>為替換算率の変化によって生じた損失額から3%の為替変動による損失額を控除した金額。但し20%（実質17%）で頭打ちとする</p>	<p>100%</p>	<p>・保険契約の申込みの日から2年以内に決算日の到来する部分については差損てん補を行わない ・為替差益が生じる場合は国庫納付義務</p>

保 険 の 種 類		保 険 の 目 的	保 険 契 約 者	被 保 険 者	申 込 期 間
輸 出 手 形 保 険		外国為替公認銀行の手形買取行為 (荷為替手形)	外国為替公認銀行	外国為替公認銀行	買取日から5日 (日曜日、国民の祝日、12月29日から31日まで、1月2日及び3日並びに土曜日を除く)以内
輸 出 保 証 保 険	個 別 保 険	プラント輸出及び技術提供契約に基づき発行される輸出保証(入札保証、契約履行保証、前受金返還保証)	誰でもよい	外国為替公認銀行及び損害保険会社	○入札保証の場合入札締結日から15日まで ○契約履行保証及び前受金返還保証の場合輸出保証書発行の日又は輸出契約等締結の日から1月までの日のいずれか遅い日まで(仮申込 任意)
	包 括 保 険	〃 (入札保証を除く) (1千万円から20億円までの8段階)	包括特約締結企業		
前 払 輸 入 保 険		前払輸入契約	誰でもよい	輸 入 者	原則として前払日の前日まで
海 外 投 資 保 険	1 号 投 資	株式その他の持分の取得	誰でもよい	海 外 投 資 者	送金日・輸出口又は保証債務に係る長期借入金の受領の日から1月以内(仮申込一上記に掲げる日前)
	2 号 投 資	出資関係のある法人(支配法人)向けの事業資金貸付			
	3 号 投 資	海外直接事業の用に供する不動産、設備、鉱業権等			
	保 証 債 務	2号投資に係る保証債務			
海 貨 付 事 業 資 金 保 険	貸 付 金 債 権 等	出資関係等のない法人(非支配法人)向けの事業資金貸付及び同保証債務	誰でもよい	貸 付 者	貸付契約締結日から原則として1月以内
	保 証 債 務				

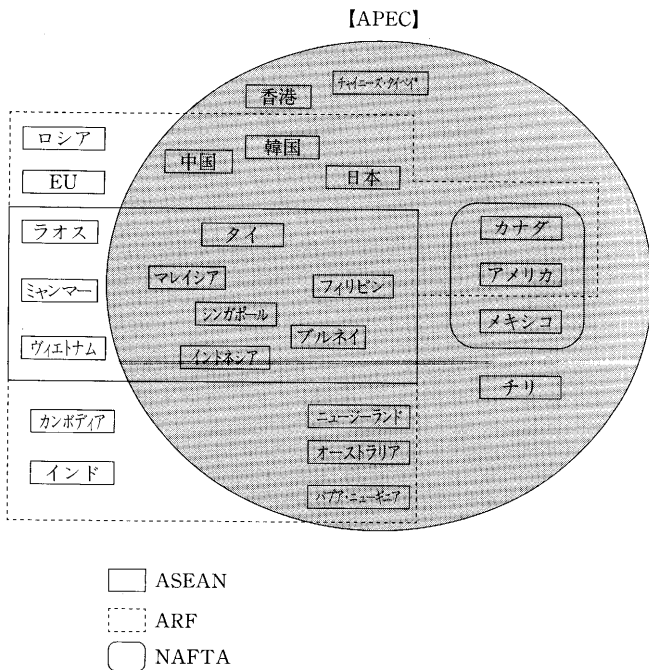


担保危険及び保険事故	保 険 金 額	損 失 額	てん補率	保険金支払方法等
荷為替手形の不払又はそ 求償還	手形金額の82.5%以 内⑤、80%以内⑥	支払われなかった金額又 はそ求を受けて支払った 金額から回収金を控除し た残額	比例てん補制	回 取 義 務
ポンドを発行した外国為 替公認銀行等が、保証債 務の不当な履行請求を受 けこれを履行したこと	保証金額の70%以内  保証金額の90%	不当な請求に基づき支払 った保証金の額から回収 金を控除した残額	比例てん補制	回 取 義 務
非常危険又は信用危険に よる前払金の回収不能	前払金額の90%以内 ⑤、80%以内⑥	回収不能となった前払金 の額から未支出金、回収 金を控除した残額	比例てん補制	回 取 義 務
<1号～2号投資> 株式等・貸付金の取用、 戦争・取用による被投資 法人の事業の継続不能、 処分した株式等・貸付金 の本邦への送金不能、被 投資法人の破産及び同事 由による保証債務の履行 <3号投資> 不動産等の取用、戦争に よる不動産等の事業用供 用不能、不動産等の対価 の本邦への送金不能	自由に定められる	<取用・戦争危険> 事故発生前の投資の純財 産額又は原投資額のいず れか少ない金額から補償 金などを控除した残額 <送金危険> 送金不能額から未支出金、 回収金を控除した残額 <信用危険> 元本の取得のための対価 の総額から回収金を控除 した残額	<1号～2号> 投 資/ 非常危険95% 信用危険40% <3号投資> 非常危険95% <保証債務> 非常危険95% 信用危険40% (実損てん補制)	回 取 義 務
非常危険又は信用危険に よる貸付金等の回収不能	貸付金の95%(一般) 又は97.5%(特定)以 内⑤、90%又は40% (債権取得に限る)以 内⑥	回収不能となった貸付金 等の額から未支出金等 を控除した残額	比例てん補制	回 取 義 務

## 〔 6 〕 APECの活動状況

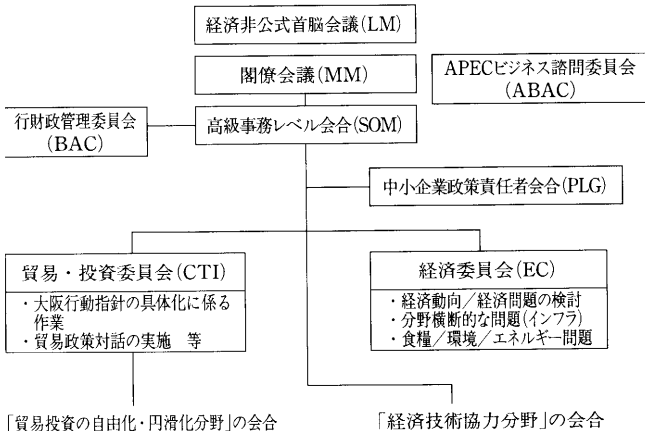
### 1. APECの概要

#### (1) APECを中心とするアジア太平洋の国際関係図



\* 「チェイニーズ・タイペイ」がAPEC加盟に関する正式呼称であるため、以上のよ  
うに表記した。

## 2) APECの機構図 (1996年11月現在)



「貿易投資の自由化・円滑化分野」の会合

	議長国・地域
基準適合性小委員会	フィリピン
税関手続小委員会	フィリピン
投資専門家会合	オーストラリア
政府調達専門家会合	香 港
紛争仲介専門家会合	カ ナ ダ
知的財産権非公式会合	日 本

「経済技術協力分野」の会合

	議長国・地域
人材養成WG	カ ナ ダ
産業技術WG	日 本
エネルギーWG	オーストラリア
運輸WG	ニュージーランド
電気通信WG	ア メ リ カ
観光WG	インドネシア
貿易投資データWG	オーストラリア
貿易促進WG	韓 国
海外資源WG	タ イ
漁業WG	ニュージーランド
農業技術専門家会合	チャイニースタイペイ

※会合が設置されていない分野

(カッコ内はとりまとめ国)

- ・関税/非関税 (ニュージーランド)
- ・サービス (カナダ)
- ・競争政策/規制緩和 (ニュージーランド)
- ・ビジネス関係者の移動 (オーストラリア)
- ・URの成果の実施, 貿易政策対話 (アメリカ)

(出所) 通商産業省通商政策局資料

## (3) APEC会議の推移

	UR <sup>1)</sup> 関連	貿易・投資関連
キャンベラ会議 (1989年)	・「1990年12月のUR達成へ向けて作業する」	
シンガポール会議 (1990年)	・「URに関する宣言」発表	
ソウル会議 (1991年)	・「URに関する宣言」発表 ・「UR合意の死活的な重要性を認識」	・経済動向及び諸問題に関するアドホック会合(ETI)創設 ・地域貿易自由化非公式部会(RTLグループ)創設
バンコック会議 (1992年)	・「URに関する宣言」発表 ・「UR成功を達成する決定的な重要性を認識」	・賢人会議創設
シアトル会議 (1993年)	・「URに関する宣言」発表 ・「URに参加しているAPEC参加国・地域による声明」発表	・「貿易投資枠組み宣言」発表 ・RTLグループが貿易投資委員会(CTI)へ昇格
ジャカルタ会議 (1994年)		・「非拘束投資宣言」策定 ・「基準認証枠組み宣言」発表 ・ETIが経済委員会(EC)へ昇格 ・CTIの下に基準認証及び税関手続小委員会を設立
大阪会議 (1995年)		・「行動指針」策定 ・「当初の措置」発表
フィリピン会議 (1996年)		・マニラ行動計画(MAPA96)の採択：「個別行動計画」, 「共同行動計画」 ・「金融・投資：APEC域内投資の促進」APECビジネス諮問委員会(ABAC)報告書

(出所) さくら総合研究所「APEC過程の基礎研究」を基に加筆。

(注) 1) URはウルグアイラウンドの略。「」は関係宣言からの引用。

2) 7分野は、貿易・投資データベース、貿易促進、投資、技術移転、人材源保全、通信を示す。

## 2. APEC各国・地域の成長趨勢

(実質GDP成長率, 年率%)

経済・技術協力	1980 ~90	1991 ~94	1995
・域内の緊密な協議及び経済協力の重要性を提示			
・協力プロジェクトの具体的分野を検討			
・協力プロジェクトの7分野 <sup>2)</sup> を決定			
・協力プロジェクトに3分野(漁業, 運輸, 観光)を追加			
・「いくつかの分野で既に相当の利益が生じている」			
・APEC事務局設置			
・「多くのWGが実質的に進捗しており, 明瞭な利益を本地域にもたらしている」			
・首脳イニシアティブ10項目を発表			
・「人材養成枠組み宣言」発表			
・「前進のためのパートナー」構想承認			
・「経済・技術協力共同行動の進捗状況」(MAPAの一部)			
・「経済協力枠組み宣言」採択			
APEC高所得経済			
アメリカ	3.0	1.9	2.0
日本	4.1	4.1	0.9
韓国	9.4	9.4	8.1
カナダ	3.4	1.3	2.3
オーストラリア	3.5	2.5	3.5
ニュージーランド	1.9	2.5	3.4
シンガポール	6.4	8.5	8.8
香港	10.2	5.7	4.7
APEC上位中所得経済			
マレーシア	5.2	8.8	9.5
ブルネイ	—	1.3	2.0
チャイニーズ・タイペイ	—	6.8	6.0
メキシコ	1.0	2.9	△6.2
チリ	4.1	7.2	8.5
APEC下位中所得経済			
タイ	7.6	8.4	8.6
インドネシア	6.1	7.7	8.1
フィリピン	1.0	1.6	4.8
バブア・ニューギニア	1.9	11.9	△4.3
APEC低所得経済			
中国	10.2	12.4	10.2
【参 考】			
全世界	3.1	1.5	2.8
高所得経済	3.2	1.7	2.5
発展途上経済	3.0	1.0	3.9

(出所) PECC資料

(注) 所得分類は世界銀行の基準に拠った。

養成, 地域エネルギー, 海洋資

### 3. APECの貿易・投資・経済協力の現状

#### (1) APEC各国・地域における域内輸出比率

	【APEC域内輸出】 (％)			
	1970	1980	1990	1995
日本	61.3	56.4	67.5	74.3
中国	45.4	66.7	76.1	75.2
NIES3	71.3	62.1	72.4	75.4
ASEAN6	72.2	75.4	75.4	75.5
ANZ	55.6	59.0	70.7	75.5
NAFTA	52.8	53.3	65.7	71.1
アメリカ	44.0	45.7	58.1	62.2
APEC18	56.2	57.9	68.8	73.3
(参考)EU12	15.0	10.7	14.7	17.3
APEC域内輸出の 対世界比	29.7	34.2	39.2	44.9

	【域内輸出比率(サブ・リージョナル)】 (％)			
	1970	1980	1990	1995
NIES3	5.5	6.5	9.4	12.5
ASEAN6	22.6	18.1	19.5	22.1
ANZ	6.0	6.5	7.4	9.9
NAFTA	36.8	33.5	41.4	46.2
アメリカ	24.6	22.2	28.3	29.4
APEC18	56.2	57.9	68.8	73.3
(参考)EU12	53.3	55.5	60.7	55.5
	100.0	100.0	100.0	100.0

## (2) APEC各国・地域の単純平均関税率 (1988～96年)

(%)

	1988	1993	1996
オーストラリア	15.6	9.0	6.1
ブルネイ	3.9	3.9	2.0
カナダ	9.1	8.8	6.7
チリ	19.9	14.9	10.9
中国	40.3	37.5	23.0
香港	0.0	0.0	0.0
インドネシア	20.3	17.0	13.1
日本	7.2	6.5	9.0
韓国	19.2	11.6	7.9
マレーシア	13.0	12.8	9.0
メキシコ	10.6	12.8	12.5
ニュージーランド	15.0	8.0	7.0
フィリピン	27.9	23.5	15.6
シンガポール	0.4	0.4	0.0
チャイニーズ・タイペイ	12.6	8.9	8.6
タイ	40.8	37.8	17.0
アメリカ	6.6	6.6	6.4
平均	15.4	12.9	9.1

(出所) Pacific Economic Cooperation Council資料。ただし1996年はAPECメンバーの個別行動計画による。

## (3) APEC各国・地域における公的資金協力(ODA+OOF)

受入国 供与国		ASEAN				
		インドネシア	フィリピン	マレーシア	シンガポール	タイ
日 本	(1991)	2,948.90	826.30	837.90	462.50	2,535.40
	(1995)	3,547.20	1,777.00	987.80	2,281.10	4,450.80
ア メ リ カ	(1991)	358.00	289.00	△89.00	1,095.00	310.00
	(1995)	1,687.00	1,185.00	2,946.00	1,995.00	1,319.00
カ ナ ダ	(1991)	68.20	24.50	△8.10	7.00	56.30
	(1995)	125.00	20.20	4.30	△1.90	△9.10
オーストラリア	(1991)	223.30	46.90	34.60	△299.00	51.70
	(1995)	192.00	66.90	40.40	0.00	21.60
ニュージーランド	(1991)	2.40	1.50	0.00	52.70	0.70
	(1995)	3.30	2.00	0.20	29.00	1.30
合 計	(1991)	5,766.40	1,665.20	1,473.00	1,565.50	3,689.80
	(1995)	7,444.50	3,310.80	3,920.10	5,082.40	7,786.00
APEC比率 <sup>1)</sup> (%)	(1991)	62.44	71.35	52.64	84.20	80.06
	(1995)	74.61	92.16	101.49	84.67	74.28

(出所) OECD, *Geographical Distribution of Financial Flows to Recipients 1991-95.*

(注) 1) 全世界援助額に占めるAPEC供与国援助額の割合である。

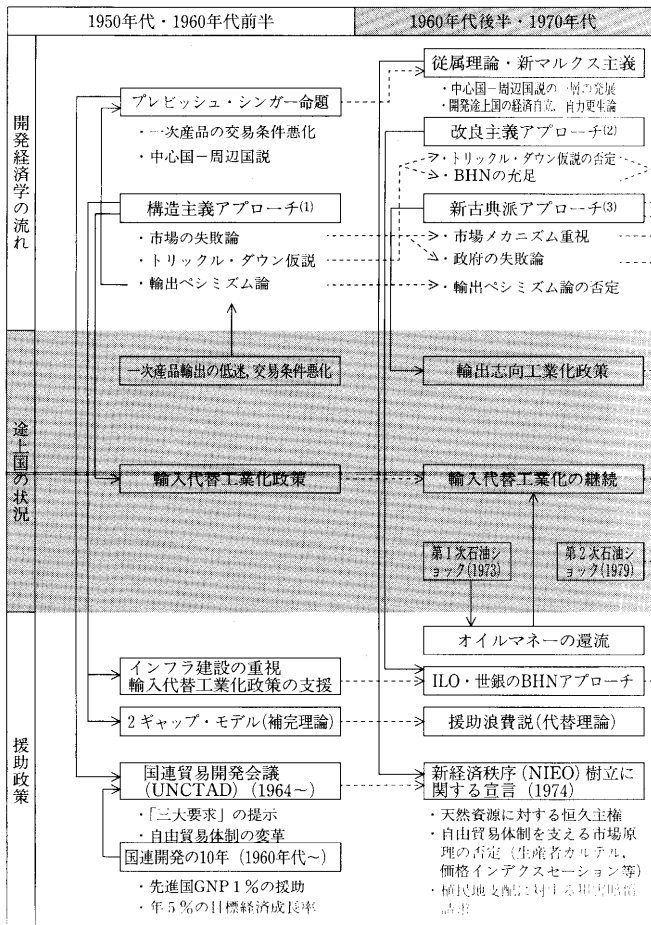
2) 供与国の総援助額に占める対APEC加盟国援助額の割合である。

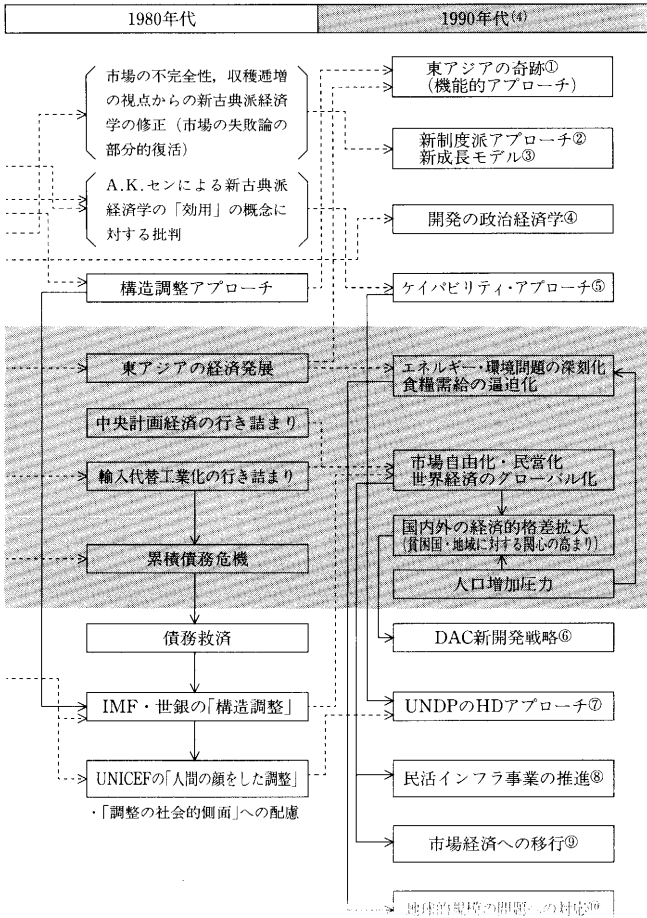


(単位：100万ドル)

ラテンアメリカ		その他				合計	APEC 比率 <sup>2)</sup>
メキシコ	チリ	中国	バプア・ニューギニア	香港	ブルネイ		
605.30	3.70	2,016.20	21.30	2,566.90	3.40	12,827.80	52.38
△876.30	△141.30	5,732.80	28.70	877.90	32.60	18,698.30	44.21
4,107.00	△173.00	△487.00	1.00	455.00		5,866.00	28.26
2,521.00	1,129.00	985.00		828.00		14,595.00	30.51
19.80	27.80	211.30	0.10	△0.20	0.20	406.90	10.15
△86.70	0.20	△70.00	0.60	3.00		△14.40	△0.30
△0.20	0.10	69.00	519.90	△138.80	0.30	507.80	△23.72
		142.60	238.40	0.40		702.30	27.69
0.10	0.10	0.20	1.00	0.00		58.70	51.95
0.20	0.30	1.50		0.00		37.80	22.77
7,153.20	327.60	5,133.10	682.50	2,523.10	3.30		
2,518.70	226.20	12,259.50	316.10	2,834.10	34.80		
66.15	△43.13	35.26	79.60	114.26	118.18		
61.87	436.87	55.40	84.69	60.31	93.68		

## 〔7〕 開発経済学の潮流と援助政策





## 開発経済学の潮流と援助政策——注釈（前ページ図中の肩つき番号に対応）

### （1）構造主義アプローチ

〈概要〉 構造主義アプローチは、戦後のケインズ経済学の影響を受けて誕生した後、1960年代の前半頃まで開発経済学の中心的な位置を占めた。特に、その理論体系は輸入代替工業化（＝国内市場向け工業化）政策の理論的な支柱となるとともに、当時の援助政策を理論的に根拠づけた。

構造主義アプローチの二つの大きな前提は、「市場の失敗論」と「輸出ペシミズム論」である。そのうち、「市場の失敗論」は、開発途上国では市場が有効に機能しないがために、政府が市場に大幅に介入するのを許す根拠となった。例えば、開発途上国では、投下資本の不分割性、外部経済性、規模の経済性、経済インフラの不足、などが大きな意味合いをもち、そのため市場に任せておいたのでは、経済発展が遅々として進まないと考えられていた。

一方、「輸出ペシミズム論」の方は、一次産品の輸出により開発途上国の成長を牽引することはできないとする考えであり、それに代わる開発戦略として、国内市場の保護により国内工業化を促進させる輸入代替工業化が提唱された。また「輸出ペシミズム論」の論拠となった、一次産品の交易条件悪化の命題（＝「プレビッシュ・シンガー命題」）や南北関係を中心国と周辺国の関係と捉える「中心国－周辺国」説は、開発途上国にとって不利な戦後世界の自由貿易体制の変革をめざす運動へと発展を遂げ、1960年代のUNCTAD（国際貿易開発会議）における南側の「3大要求」（一次産品協定の締結、特惠関税の付与、先進国GNP 1%の援助）に結びついた。さらに、1970年代には、その流れを汲む従属理論などの影響を受けて、「新国際経済秩序（NIEO）樹立に関する宣言」が第6回国連特別総会において採択された。

〈援助政策〉 構造主義アプローチを代表する援助理論は、「2ギャップ・モデル」と呼ばれるものである。「2ギャップ・モデル」は、外国貿易を含んだ経済に対してケインズ型成長論であるハロッド・ドーマー・モデルを展開したものであり、目標経済成長率に対して算定された貯蓄・投資ギャップと外貨ギャップから必要となる外資、援助流入額が推計される。なお国際資本市場は不完全であるために、二つのギャップを埋めるには、民間資本のみでは十分ではなく、援助が必要であると考えられていた。

一方、援助資金の使途であるが、構造主義アプローチの時代には、政府が主導する工業化が積極的に推し進められた時期であり、そのため援助資金の多く

が大規模で資本集約的なインフラ建設事業に使われた。また、当時の世界銀行は、構造主義アプローチに基づき、インフラ建設とともに輸入代替工業化政策の推進を積極的に支援した。

## (2) 改良主義アプローチ

〈概要〉 構造主義アプローチでは、政府が主導する大規模な資本投下により、急速な経済発展を遂げれば、経済発展の恩恵がやがて貧しい者にまで「滴り落ちる」ために、貧困問題も自動的に解決されると考えられていた。しかしながら、このような仮説（いわゆる「トリックル・ダウン仮説」）は、高度成長期に富める者と貧しい者の経済格差がより一層拡大したことによりその妥当性を失っていった。そして、1960年代の後半から、それまでの成長優先主義に代えて、貧困層に直接裨益する援助政策が、ILO（国際労働機関）や世界銀行を中心に採られるようになった。

ILOや世界銀行は、援助政策を転換した当初、雇用の拡大、貧困の根絶、所得の再分配などを開発戦略の新たな目標に定めた。そして、1970年代の後半に入ると、「人間としての基本的ニーズ（BHN）」の充足へと重点が移っていった。ここで、BHNは「社会が最貧層の人々に設定すべきミニマムな生活水準」と定義され、具体的には、一定のミニマムな要求を満たす食糧、住居、衣服、安全な飲料水、衛生設備、公共輸送手段、保健、教育、などが含まれている。また、BHNは基本的な財・サービスの充足に限定されず、政策決定過程への貧民の参加や開発における女性の役割なども強調された。

〈援助政策〉 改良主義アプローチの下で、援助政策の理念は大きく転換した。例えば、世界銀行の援助政策は、従来のインフラ建設重視型から、農村と都市の絶対的貧困撲滅にむけての人的資本の開発や基本的ニーズの充足（BHN借款の対象として、栄養、健康、教育、水と衛生、住居の5分野がカバーされた）にシフトしていった。しかしながら、このような一連の改良主義アプローチは、経済成長の重要性を否定するものではないことに注意が必要である。むしろ経済成長を加速させ、成長の成果をできる限り多くの貧しい人々が共有できるようにするために、生産的雇用の拡大、所得や資産の再分配、などが強調されたのである。

## (3) 新古典派アプローチ

〈概要〉 新古典派パラダイムは、1960年代の後半に、輸出志向工業化政策（＝

「外向き」の開発戦略)を採るアジア新興工業国の良好な経済パフォーマンスに支えられて台頭した。そして、対外政策については、構造主義アプローチの「輸出ペシミズム論」を批判して、「内向き」の開発戦略よりも「外向き」の開発戦略の方が有効であると論じた。また、「市場の失敗論」については、開発途上国では、「市場の失敗」以上に「政府の失敗」(=政府の能力の欠如の他に、レント追求活動がもたらす贈収賄、汚職などによる厚生へのロス)の方が深刻であると考え、そのため政府や公企業による市場への積極的な介入を排し、市場メカニズムと民間活力を利用すべきであると主張した。

さらに1980年代に入り、「構造調整」の時代の訪れとともに、このような考え方がより鮮明に打ち出されるようになった。「構造調整」は、第二次石油危機を契機とする世界不況に直面して、「内向き」の開発戦略を採る開発途上国を中心に累積債務問題が深刻化したために、世界銀行とIMFが主体となって実施された。「構造調整」の内容は、両機関からの融資と引換えに開発途上国に勧告されるコンディショナリティーとして表現され、その基本的な考え方は、新古典派モデルにそった「市場の自由化」論である。

〈援助政策〉新古典派アプローチを徹底すると、援助は国際的な補助金であるとみなされ、市場メカニズムを歪める有害なものになり得ると結論される。また、別の視点から援助を批判する者は、「2ギャップ・モデル」の想定を批判して、援助は開発途上国の貯蓄増加や外貨獲得の自助努力を補完するのではなく、かえってそれを代替する可能性があることを指摘する(=「代替理論」あるいは援助浪費説)。無論、この指摘には賛否両論あるが、もしこの指摘が正しければ、援助は、開発途上国における徴税や国内貯蓄増強などの自助努力を阻害し、長期的には開発途上国を援助漬けにしてしまう恐れがあるために、由々しき問題である。

ただし、「構造調整」においては、自助努力の発揚がコンディショナリティーの実施によって保証されれば、上述の問題は免れ得るであろう。しかしながら他方で「構造調整」は、対象国の成長率低下や公共支出のカットにより貧困層に大きなダメージを与えた場合もあり、UNICEF(国連児童基金)の「人間の顔をした調整」の勧告以来、「調整の社会的側面」が注目を浴びるようになった。また『1990年世界開発報告』では、貧困がテーマとして取り上げられ、世界銀行が新たな方向に歩み始めたことを予感させた。

#### (4) 1990年代以降の開発経済学の潮流と援助政策

〈概要〉 累積債務問題を契機に、経済発展戦略のナビゲーター役を務める世界銀行が大きく右に舵を切り出したのが1980年代の特色であった。しかし、1990年代に入ると、その反動も手伝い、新たな考え方が登場したり、またそれ以前の古い考え方が表も新たに再登場した。

- ①「東アジアの奇跡」 1980年代、多くの開発途上国が経済的に停滞する中で、東アジアの国々は順調な経済発展を遂げた。そしてその成功の原因を世界銀行が中心となって分析・整理したのが本書である。本書の中で、特に政府の役割の評価をめぐる依然論争があるが、東アジアの経済発展の原因を解明し、その経験を他の地域の発展戦略の中に生かしていく上で重要な書物である。なお本書で提唱された「機能的アプローチ」は、『1991年世界開発報告』の中で提唱された「市場に友好的なアプローチ」をさらに精緻化させたものであり、基本的に市場メカニズムを重視しながらも、基礎的条件整備（安定したマクロ経済、高い人的資源、等）に関する政策の他に、市場やコンテストを通じた競争によって律せられた選択的介入（特に輸出振興策）の有効性を認めた点が注目される。
- ②「新制度派アプローチ」 新古典派アプローチでは、政府の規制さえ撤廃すれば、開発途上国においても先進国と同様に、市場が十分に機能すると暗黙のうちに想定されていた。それに対し、開発途上国では、先進国以上に、情報の不完全性や取引費用の存在が大きな意味合いをもち、そのため市場の不完全性（例えば、市場の機能不全、あるいは市場そのものの欠落の可能性）を前提にして開発問題を捉えなければならないとするのが新制度派アプローチである。新制度派アプローチの登場により、組織・制度の問題を内生的に取り扱えるようになるとともに、政府の潜在的な役割が示された。
- ③「新成長モデル」 新古典派アプローチの前提とした完全競争モデルに対して、収穫逓増を特色とするのが「新成長モデル」である。「新成長モデル」には、資本の外部効果や不完全競争市場における技術開発投資により生じる技術進歩を通じて経済成長率が内生的に決定される内生的成長モデル（ただし、内生的成長モデルには完全競争と整合的な収穫一定のモデルもある）、構造主義アプローチを代表する経済発展モデルを新たに厳密な数学的モデルとして再登場させたビッグ・プッシュ・モデル、さらには「歴史的経路依存性」により技術や制度の「固定化」のメカニズムを明らかにするQWERTYモデルなどがある。これらのモデルは収穫逓増が共通の特色として挙げられ、その

ため「新制度派アプローチ」と同様に、政府の市場への介入が理論的に正当化された。

④「開発の政治経済学」 上述のように、近年の開発経済学の展開の中で、開発途上国における市場の失敗が再び注目され、政府の市場への介入が理論的にも正当化されるようになった。無論、これは、理論の展開による部分のみならず、東アジアの経験などにおいて政府の果たしてきた役割が評価されたことによる部分が大きい。しかしながら、仮に、産業政策などの役割が肯定的に評価されたとしても、それを有効に活用できるだけの能力を一般の開発途上国の政府が有しているかどうかは、別問題である。したがって、政府の役割を巡る純粋に経済学的な論点を離れて、政府の能力あるいは「政府の失敗」の可能性をどう評価するかという困難な問題が、新古典派アプローチとの論争の中で依然残されている。特に、開発途上国では、政府の能力の問題とは別に、経済政策の運営が政治的な利害関係に大きく左右される傾向があるので、政治経済学的な視点の分析は重要である。なおこの点に関して、世界銀行は、『1997年世界開発報告』において、国家が過大な役割を負わないように国家の役割を能力に適合させて選択するとともに、国家の制度的な能力の向上に努める「2部戦略」を提唱している。

⑤「ケイパビリティ・アプローチ」 BHNの充足を重視する改良主義アプローチは、1970年代の後半に登場したが、「構造調整」の時代に突入すると、影響力を急速に失っていった。ところが、後に改良主義アプローチが、「人間開発(HD)」アプローチとして再登場するまでの間に、その理論的基礎が準備されていた。つまり、A.K.センによる「ケイパビリティ（潜在能力）」の概念がそれである。「ケイパビリティ」とは、個人が選択可能なさまざまな「機能」の集まりのことであり、センが新古典派（厚生）経済学の基礎となる「効用」の概念を批判して、それを再構築するために生まれたものである。

〈援助政策〉 1990年代以降の援助政策は、開発経済学の新たな潮流とともに、世界経済の急激な状況変化によって大きな影響を受けている。

⑥「DAC新開発戦略」 世界経済のグローバル化と市場自由化が進むなかで、民間資金は特定の国や地域（いわゆるエマージングマーケット）に集中するようになり、その結果、国際的および国内における大きな経済的格差が生じてきた。そこで、サブサハラ・アフリカなど世界経済のグローバル化の流れから疎外されている国や地域をいかに救済するかが、援助政策の課題としてクローズアップされるようになった。1996年に発表された「DAC新開発戦略」



もこの視点で作成されており、2015年までに極端な貧困人口の割合を半減する、初等教育を普及させる、乳幼児死亡率を3分の1に削減する、などが目標として掲げられている。また、OECD・DAC（開発援助委員会）は、「参加型開発」と「良い統治」を1990年代の援助政策の指針の中を含めているが、「DAC新開発戦略」にもその考え方が継承されている。

- ⑦「人間開発（HD）アプローチ」 1990年代、改良主義アプローチは、UNDPの「人間開発（HD）」アプローチとして再登場した。HDアプローチによると、「人間開発」とは「人々の選択を拡大するプロセス」であると定義され、センの「ケイバビリティ」の概念がその基礎になっている。そして、「人間開発」が説く人々の選択の中で最も重要なものとして、長寿で健康な生活を送ること、教育を受けること、人並みの生活を送ること、が取り上げられ、「人間開発指標（HDI）」の構成要素になっている。なお、HDアプローチも「トリックル・ダウン仮説」を否定しており、「人間開発」を達成するには公共政策の積極的な介入が不可欠であると論じている。
- ⑧「民活インフラ事業の推進」 政府の財政赤字、援助資金の伸び悩み、さらには拡大する開発途上国のインフラ需要に対処するために登場したのが、民間資金を利用したインフラ整備事業（＝民活インフラ事業）である。特に、民活インフラ事業は、世界的に公共事業の民営化が進む中で、世界銀行などにより積極的に推進されてきた。一般に、民活インフラは、資金調達の面のみならず、事業の経済効率性を向上させると期待されている。しかしながら、事業の運営に伴うリスクの存在や不採算部門が除外されるなどの問題があり、民活インフラによって開発途上国のインフラ需要をすべて賄うのは不可能である。また援助を含む公的資金の導入は、リスクの軽減などを通じて民間資金の呼び水として働く側面があり、期待される役割は依然大きい。
- ⑨「市場経済への移行」 冷戦の終結を契機として、中央計画経済の市場経済への移行が新たな援助政策の課題として登場した。そのうち旧ソ連・東欧における中央計画経済の行き詰まりは、1980年代から顕著になり、政治的な変革を経て中央計画経済の全面的崩壊につながった。一方、中国やヴィエトナムにおいては、「政経分離」の原則の下で、市場経済に向けての改革が長い時間をかけて段階的・部分的に進められた。なお、このような東アジアの社会主義国の改革が「漸進主義」と呼ばれるのに対して、旧ソ連・東欧の改革は、短期間の間に急進的・全面的に進められたために「ショック療法」とか「ビッグ・バン」と呼ばれている。

- ⑩「地球的規模の問題への対応」 援助政策において、地球環境、エネルギー、人口、食糧、など、いわゆる地球的規模の問題に対する関心が高まっている。これらの問題は、無論、それ以前より存在したが、近年の開発途上国の急速な経済発展と人口増加、そしてそれに伴うエネルギー・環境問題の深刻化、食糧需給の逼迫化、などが関心を集める背景になっている。地球的規模の問題は、開発途上国だけでなく先進国もその影響を否応なく被る問題である。したがって、21世紀にむけて人類共通の課題として、これらの問題に対処せねばならず、その際、援助が重要な政策手段の一つとして貢献することが期待されている。